

1. 流域治水対策等の主な支援事業一覧

表 流域治水対策等の主な支援事業 (1/3)

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	所管官庁	支援先	詳細 (ウェブサイト)
流出抑制対策等	雨水貯留浸透施設 ・各戸貯留 ・池沼及びため池 等	交付金	流域貯留浸透事業	一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能を持つ施設の整備	国交省	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P370参照
	雨水貯留浸透施設 (特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域内において同法第9条に基づく対策工事として設置したもの)	税制特例	特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る特例措置 (固定資産税)	特定都市河川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事として設置される雨水貯留浸透施設を設置した場合、対策工事として設置される雨水貯留浸透施設の償却資産部分について固定資産税の課税1/2～5/6に軽減	国交省		https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/usui/usui_h27-3.pdf
	地方公共団体が助成する雨水流出抑制施設等	交付金	新世代下水道支援事業	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	国交省	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P84参照
	・雨水貯留浸透施設 地方公共団体が助成する透水性舗装、防水ゲート、止水板等	交付金	下水道浸水被害軽減総合事業	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	国交省	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P71参照
	雨水貯留浸透施設	補助金	防災・省エネまちづくり緊急促進事業	市街地再開発事業等において、防災機能向上等の緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物の整備 (浸水対策のための雨水貯留浸透施設を設置すること等) への支援	国交省	地方公共団体 民間事業者	https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/content/001339249.pdf
	雨水の貯留・浸透に資するグリーンインフラの整備・保全を促進	交付金	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	官民連携による自然環境の多様な機能を活用した防災・減災対策を促進するため、防災・減災を目的とする事業を重点的に支援	国交省	地方公共団体 民間事業者	https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001397159.pdf
土地利用・住まい方の工夫	二線堤整備 家屋移転	交付金	総合流域防災事業 (洪水氾濫域減災対策事業)	流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業	国交省	地方公共団体 (市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P413参照
	宅地嵩上げ	交付金	土地区画整理事業	立地適正化計画に位置付けた防災対策として実施する土地区画整理事業について、一定の要件を満たす場合に、土地の嵩上げ費用を都市再生区画整理事業の補助限度額へ算入可能	国交省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri01.htm
		交付金	宅地嵩上げ安全確保事業	大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件を満たす地区について、同程度の出水に対する安全性を確保するため、河川施設整備との整合を図った上で行う宅地と公共施設の一體的な嵩上げを支援	国交省	地方公共団体	
		交付金	災害危険区域内建築物防災改修等事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	災害危険区域を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物の安全性向上のため、災害危険区域に存する既存不適格構造物について、建築制限に適合させる改修費等の一部を補助する地方公共団体に支援を行う。	国交省	地方公共団体	社会資本整備総合交付金交付要綱P358 (※最新版はHPにリンクなし)
	二線堤、浸水防止施設等	交付金	総合治水対策特定河川事業 (都市水防災対策事業)	人口の集中の著しい大都市の地域に係る一級河川又は二級河川の想定氾濫区域であって、次の全ての要件に該当する地区で実施される一連の氾濫流制御施設を行う事業	国交省	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P48参照
二線堤保全	税制特例	浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置	浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税を減免	国交省		https://www.mlit.go.jp/page/content/001320178.pdf ※P30参照	

1. 流域治水対策等の主な支援事業一覧

表 流域治水対策等の主な支援事業 (2/3)

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	所管官庁	支援先	詳細 (ウェブサイト)	
土地利用・住まい方の工夫	災害ハザードエリアからの移転	補助金	都市構造再編集中支援事業	病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主的移転を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備等	国交省	地方公共団体 (市町村等) 民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001359522.pdf	
		補助金	防災集団移転促進事業	住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと思われる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、市町村が行う住宅団地の整備等	国交省	地方公共団体 (市町村)	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001338498.pdf	
		補助金	集約都市 (コンパクトシティ) 形成支援事業	立地適正化計画において防災対策が位置づけられた居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を実施する事業	国交省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html	
		交付金	がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格建築物等の移転を行う者に対し補助金を交付する	国交省	地方公共団体	社会資本整備総合交付金交付揚網P358 (※最新版はHPにリンクなし)	
		交付金	小規模住宅地区改良事業	不良住宅 [※] が集合すること等により生活環境の整備が必要とされる地区において、地方公共団体により、不良住宅の除却、従前居住者向けの住宅 (小規模改良住宅) の建設、生活道路又は児童遊園等を整備する事業等に対し支援を行う。 ※地方公共団体が移転勧告等を行った住宅や災害で著しく損傷した住宅も該当	国交省	地方公共団体	小規模住宅地区等改良事業精度揚網 (※最新版はHPにリンクなし)	
	立地適正化計画の作成	補助金	集約都市 (コンパクトシティ) 形成支援事業	立地適正化計画において防災対策が位置づけられた居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を実施する事業	国交省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html	
	避難通路等の整備	交付金	市街地再開発事業等	市街地再開発事業等における防災関連施設を含めた共同施設の整備	国交省	地方公共団体等	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf	
	緊急避難場所・避難路等の整備	交付金	都市防災総合推進事業	避難地・避難路等の公共施設整備や住民の防災意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取り組みを支援	国交省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html	
	内水対策	下水道施設 (雨水管、雨水ポンプ、雨水貯留施設等) の整備、耐震化、耐水化	交付金	通常の下水道事業	公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業	国交省	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P67参照
			交付金	下水道浸水被害軽減総合事業 (再掲)	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	国交省	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P71参照
交付金			都市水害対策協働事業	下水道事業と河川事業とが連携・共同して行う、相互の施設をネットワーク化するための管渠、ポンプ施設等の整備	国交省	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P77参照	
交付金			新世代下水道支援事業 (再掲)	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	国交省	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P84参照	
補助金			特定地域都市浸水被害対策事業 (下水道防災事業費補助)	「特定地域都市浸水被害対策計画」に基づき、地方公共団体による下水道施設の整備、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備の支援を行う事業。	国交省	地方公共団体 (都道府県、市町村等) 民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/usui/usui_h27-1.pdf	
補助金			下水道床上浸水対策事業 (下水道防災事業費補助)	大規模な再度災害防止のための下水道施設の整備	国交省	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/usui/usui_h27-1.pdf	
補助金			事業間連携下水道事業 (下水道防災事業費補助)	河川事業と連携して実施する下水道施設の整備	国交省	地方公共団体 (都道府県、市町村等)		
補助金			大規模雨水処理施設整備事業 (下水道防災事業費補助)	雨水処理を担う大規模な下水道施設の整備	国交省	地方公共団体 (都道府県、市町村等)		
避難路の確保・アンダーパス等避難路浸水対策			交付金	都市防災総合推進事業 (再掲)	指定避難路の整備、嵩上げ、ポンプ設置等による排水対策 (避難路確保) について支援可能	国交省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html

1. 流域治水対策等の主な支援事業一覧

表 流域治水対策等の主な支援事業 (3/3)

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	所管官庁	支援先	詳細 (ウェブサイト)
その他	ハザードマップ作成	交付金	効果促進事業	基幹事業 (流域内のハード対策等) と一体となったソフト対策として、ハザードマップの作成・印刷を支援するもの。	国交省	地方公共団体 (市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P462参照
		交付金	都市防災総合推進事業 (再掲)	住民の防災意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における「地区レベル」の防災性の向上を図る取り組みを支援	国交省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000008.html
	100mm/h安心プラン	-	本プランを策定することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	国交省	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	https://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100m/
	水害時の避難者への対応 (地方公共団体と水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等)	補助金	地域防災拠点建物整備緊急促進事業 ・一時避難場所整備緊急促進事業	避難者の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、電気設備 (設置場所の嵩上げ含む)、止水板等の整備に対する支援	国交省	地方公共団体 民間事業者	制度要綱 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001402797.pdf 交付要綱 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001402798.pdf
	土砂災害関係	交付金	住宅・建築物安全ストック形成事業 (土砂災害関係)	土砂災害特別警戒区域内の既存構造物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、回収に必要な費用を支援	国交省	地方公共団体	社会資本整備総合交付金交付要綱P350 (※最新版はHPにリンクなし)
水田の活用	地域資源の質的向上を図る活動の支援	交付金	多面的機能支払交付金	地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動や、地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援する。	農水省	農業者で構成される組織	
	水田の雨水貯留機能の強化	交付金		現在支援対象となっている田んぼダム取組に対して、一定の取組面積等の要件を設けた上で、加算措置を創設する。	農水省	農業者	
	農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化 農業の高付加価値化	交付金	農業競争力強化農地整備事業	担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 基盤整備完了区域 (水田) における作付面積 (主食用米を除く) に占める高収益作物の増加	農水省	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	
ため池・排水施設の活用	防災・減災対策に関わる計画の策定 農業用施設等の整備	交付金	農村地域防災減災事業	地域の防災減災対策に必要な諸条件に関する調査・農村地域防災減災総合計画の策定等を支援 自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図る整備、農産機能を維持するための長寿命化対策の支援	農水省	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	
	ハード対策 ソフト対策	補助金	防災重点農業用ため池緊急整備事業	ため池の改修、附帯施設の整備などを支援する。ため池の劣化状況評価、自身・豪雨耐性評価、管理・監視体制の強化等のソフト対策について支援する。	農水省	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	
	農業生産基盤整備 農村振興環境整備		中山間地域農業農村総合整備事業	農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備と生産・販売施設等の整備を一体的に実施	農水省	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	
	基盤整備や農山漁村の防災・減災対策の支援	交付金	農山漁村地域整備交付金	地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標を記載した農山漁村地域整備計画を作成し、これに基づいた事業実施を支援する。	農水省	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	
農業用ダムの活用	施設の維持管理費助成 (大規模で公共・公益性の高い国営造成施設)	補助金	基幹水利施設管理事業	公共・公益性に鑑み、地方公共団体が管理している施設について、国が維持管理に係る経費の一部を助成する。	農水省	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	
	国営造成施設の管理に関する各種支援	補助金	水利施設管理強化事業	各施設の役割に応じた支援を行う。対象施設：管理強化計画に基づき土地改良区が管理する国営及び国営附帯国営造成施設、洪水調節機能強化に取り組み農業ダム等	農水省	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	
森林整備	森林の整備・保全	補助金	水源林造成事業	水源林造成事業地において除間伐等の森林整備を計画的に実施することで、樹木の成長や下層植生の繁茂を促し、森林土壌等の保水力の強化や土砂流出量の抑制を図り、流域治水を強化促進	森林整備センター	土地所有者 造林者 予定者	https://www.green.go.jp/zorin_jigyoo/pdf/zousei_pamphlet.pdf?210730

2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）



不動産取引時において、水害ハザードマップにおける対象物件の所在地の説明を義務化 ～宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令の公布等について～

不動産取引時において、水害ハザードマップにおける対象物件の所在地を事前に説明することを義務づけることとする宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令が本日公布されました。

1. 背景

近年、大規模水災害の頻発により甚大な被害が生じており、不動産取引時においても、水害リスクに係る情報が契約締結の意思決定を行う上で重要な要素となっているところです。そのため、宅地建物取引業者が不動産取引時に、ハザードマップを提示し、取引の対象となる物件の位置等について情報提供するよう、昨年7月に不動産関連団体を通じて協力を依頼してきたところですが、今般、重要事項説明の対象項目として追加し、不動産取引時にハザードマップにおける取引対象物件の所在地について説明することを義務化することといたしました。

2. 改正の概要

①宅地建物取引業法施行規則について

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）においては、宅地又は建物の購入者等に不測の損害が生じることを防止するため、宅地建物取引業者に対し、重要事項説明として、契約を締結するかどうかの判断に多大な影響を及ぼす重要な事項について、購入者等に対して事前に説明することを義務づけていますが、今般、重要事項説明の対象項目として、水防法（昭和24年法律193号）の規定に基づき作成された水害ハザードマップにおける対象物件の所在地を追加します。

②宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（ガイドライン）について

- 上記①の改正に合わせ、具体的な説明方法等を明確化するために、以下の内容等を追加します。
- ・水防法に基づき作成された水害（洪水・雨水出水・高潮）ハザードマップを提示し、対象物件の概ねの位置を示すこと
 - ・市町村が配布する印刷物又は市町村のホームページに掲載されているものを印刷したものであって、入手可能な最新のものを使用すること
 - ・ハザードマップ上に記載された避難所について、併せてその位置を示すことが望ましいこと
 - ・対象物件が浸水想定区域に該当しないことをもって、水害リスクがないと相手方が認識することのないよう配慮すること

3. スケジュール

公布日：令和2年7月17日（金）
施行日：令和2年8月28日（金）

【問い合わせ先】

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課 佐藤、古谷、木幡
代表電話：03-5253-8111（内線 25121、25122、25135） FAX:03-5253-1557



「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」を閣議決定 ～安全で魅力的なまちづくりを推進します～

頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、まちなかにおけるにぎわいを創出するため、安全で魅力的なまちづくりの推進を図る「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっています。また、こうした取組に併せて、駅前等のまちなかにおける歩行者空間の不足や、商店街のシャッター街化等の課題に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」空間を形成し、都市の魅力を上昇させることが必要です。

この法律案は、これらの課題に対応するため、安全で魅力的なまちづくりを推進するためのものです。

2. 概要

(1) 安全なまちづくり

① 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

- i) 災害レッドゾーンにおける自己業務用施設の開発を原則禁止（都市計画法第33条）
- ii) 市街地調整区域の浸水ハザードエリア等における住宅等の開発許可の厳格化（都市計画法第34条）
- iii) 居住誘導区域外における災害レッドゾーン内の住宅等の開発に対する勧告・公表（都市再生特別措置法第88条）

② 災害ハザードエリアからの移転の促進

- i) 市町村による災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援するための計画作成（都市再生特別措置法第81条等）

③ 居住エリアの安全確保

- i) 居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
- ii) 市町村による居住誘導区域内の防災対策を盛り込んだ「防災指針」の作成（都市再生特別措置法第81条）

(2) 魅力的なまちづくり

① 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

- 都市再生整備計画に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定（都市再生特別措置法第46条第2項第5号）し、以下の取組を推進
- i) 官民一体で取り組む「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出（公共による車道の一部広場化と民間によるオープンスペース提供等）※予算・税制両面から支援（都市再生特別措置法第46条第3項第2号）
 - ii) まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入（メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置）（都市再生特別措置法第62条の10等）
 - iii) イベント実施時などにまちづくり会社等の都市再生推進法人が道路・公園の占用手続等を一括して対応（都市再生特別措置法第62条の8）等

② 居住エリアの環境向上

- i) 居住誘導区域内における病院・店舗など日常生活に必要な施設について用途・容積率制限を緩和（都市再生特別措置法第81条、都市計画法第8条、建築基準法第52条等）
- ii) 居住誘導区域内における都市計画施設の改修促進（都市再生特別措置法第81条等）

2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

問い合わせ先

(1) 及び (2) ②関係 都市局都市計画課 安井、村井
TEL 03-5253-8111 (内線 32-682、32-683)、03-5253-8409 (直通) FAX 03-5253-1590

うち (2) ②i) 関係 (建築基準法に限る) 住宅局市街地建築課 佐藤、森本
TEL 03-5253-8111 (内線 39-613、39-664)、03-5253-8516 (直通) FAX 03-5253-1631

(2) ①関係 都市局まちづくり推進課 城、佐藤
TEL 03-5253-8111 (内線 32-552、32-545)、03-5253-8406 (直通) FAX 03-5253-1589

●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

<予算関連法律案>

背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
 - こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を上昇させることが必要
- ⇒ **安全で魅力的なまちづくりの推進が必要**

〔国土強靱化基本計画〕、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まちなかを中心とした都市再生基本方針2019（閣議決定）」において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

法案の概要

安全なまちづくり

〔都市計画法、都市再生特別措置法〕

- 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制
 - 開発許可制度の見直し
 - 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
 - 市街地調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制
 - 住宅等の開発に対する通告・公表
 - 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について通告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による移転計画制度の創設
 - 災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援するための計画を作成
 - 〔(予算)防災集団移転の戸数要件の緩和(10戸→5戸) など住宅、病院等の移転に対する支援〕
- 災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり
 - 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
 - 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策
 - ・安全確保策を定める「防災指針」の作成
 - ⇒ 避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

- <災害レッドゾーン>
- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域
- <災害イエローゾーン>
- 災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア（浸水ハザードエリア等）

魅力的なまちづくり

〔都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法〕

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出
 - 都市再生整備計画に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進
 - *都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画



駅前中心の駅前広場
駅前のランドマークモール化、広場整備など歩行者空間の創出

- 「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出
 - 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出
 - 例) 公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供
 - 〔(予算)公共空間リノベーションの交付金等による支援〕
 - 〔(税制)公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減〕
 - まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入
 - まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進
 - 都市再生推進法人*のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化
 - *都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）
 - 〔(予算)官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援〕
 - 〔(予算)都市再生推進法人への低利貸付による支援〕

居住エリアの環境向上

- 日常生活の利便性向上
 - 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設
- 都市インフラの老朽化対策
 - 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
 - ⇒ 改修に要する費用について都市計画税の充当等

【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現
 - (KPI) 防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）
 - (2021年～2025年 [2021年:100件 / 2025年:600件])
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現
 - (KPI) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

1. (1) ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進 [3/8]

新規
事項

利水ダム等における事前放流の更なる推進

- 令和2年の出水期から新たな運用を開始している事前放流の取組みを一級水系に加えて全国の二級水系にも展開することとしており、都道府県が事前放流に伴う損失補填を行う場合に特別交付税措置を講じる。
- 更に効率的・効果的に事前放流を実施できるよう、放流管の増設など、利水ダムの施設改良等を推進するため、河川管理者が利水ダムの施設改良等を主体的に行う制度を創設する。加えて、利水ダムを管理する民間事業者等が事前放流のために放流施設を整備した場合の固定資産税の特例措置を創設する。
- また、利水ダムの事前放流の拡大を協議・推進するために、河川管理者、利水者等で構成する法定協議会を創設する。【流域治水関連法案】

損失補填(特別交付税措置)

○事前放流に伴う損失補填制度の拡充

- ・二級水系の管理者である都道府県が利水ダム等の事前放流に伴う損失補填を行う場合に、特別交付税措置（措置率0.8）を講じる（一級水系の都道府県所管の多目的ダムも同様）。

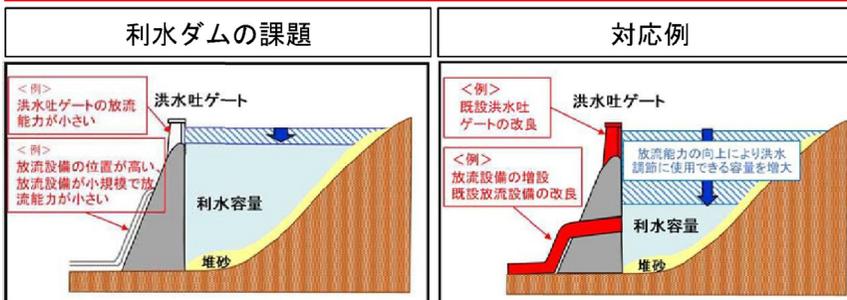
利水ダムの改造(河川管理者による整備)

○河川管理者による利水ダムの新たな施設整備制度の創設

- ・放流管の増設など、利水ダムの施設改良等を行うことで大きな洪水調節効果が期待できる場合に、河川管理者が主体的に利水ダムの施設改良等を行う制度を創設（原則、利水ダム管理者の費用負担なし）。

	河川管理者	ダムの管理者の区分	支援内容と国の負担
一級水系	国土交通省	直轄・水資源機構が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を国が補填（国10/10）
		利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を国が補填（国10/10）
	国土交通省 (指定区間の管理を都道府県が実施)	利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を国が補填（国10/10）
		都道府県が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を都道府県が補填（地方10/10、現在は国の支援無し） →特別交付税（0.8）【拡充】
二級水系	都道府県	利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を都道府県が補填（地方10/10、現在は国の支援無し） →特別交付税（0.8）【拡充】
	都道府県	都道府県が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を都道府県が補填（地方10/10、現在は国の支援無し） →特別交付税（0.8）【拡充】

※ 災害や災害関連事業等、住民生活を維持するため支出がやむを得ないものについては、特別交付税の措置率を0.8としている。



利水ダムの改造(税制の特例措置)

○固定資産税を非課税とする特例措置の創設

- ・事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係わる部分の固定資産税を恒久的に非課税とする特例措置を創設。

2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

1. (1) ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進 [4/8]

新規
事項

流域の関係者による雨水貯留浸透対策の強化

流域の関係者による流域治水を推進するため、国、都道府県、市町村等からなる法定協議会を創設するとともに、様々な主体が流域水害対策計画に基づき実施する雨水貯留浸透対策を強化する。【流域治水関連法案】

■流域治水の計画・体制の強化

- 流域水害対策計画を策定する河川を現行法の都市部から地方部の河川にも拡大。
- 国、都道府県、市町村等の関係者からなる協議会を法定化するとともに、地方公共団体と民間による雨水貯留浸透対策を強化。

■流域における雨水貯留機能の強化

貯留機能保全区域を創設し、土地が有する保水・遊水機能を保全。

【平常時】



【出水時】



雨水貯留浸透施設の例(防災調整池)

○■雨水貯留浸透施設整備に係る予算・税制支援制度

下線: 新規制度(令和3年度拡充)

[実施主体]	河川管理者・下水道管理者	左記以外の地方公共団体	民間企業等
	1/2 [防災・安全交付金等] (下水道)	1/3 [防災・安全交付金等] (河川)	1/3 [防災・安全交付金等] (河川・下水道) ^{※1}
[補助率等]	「特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域」 または 「下水道法に基づく浸水被害対策区域」		
	1/2 [防災・安全交付金等] (河川)	1/2 [個別補助事業] (河川) ^{※2}	1/2 [個別補助事業] (河川 ^{※2} ・下水道 ^{※3}) 固定資産税の減免[特例措置] (河川・下水道) 固定資産税について、課税標準を市町村の条例で定める割合(1/6~1/2)に軽減

※1: 間接補助。但し地方公共団体が助成する額の1/2 等

※2: 都道府県等管理河川において、当該区間を管理する都道府県等が事業費の一部を負担する事業に限る。

※3: 浸水被害対策区域において、公共下水道管理者が事業費の一部を負担する事業に限る。

2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

1. (1) ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進【5/8】

新規
事項

都市浸水対策の強化 -下水道浸水被害軽減総合事業の拡充等-

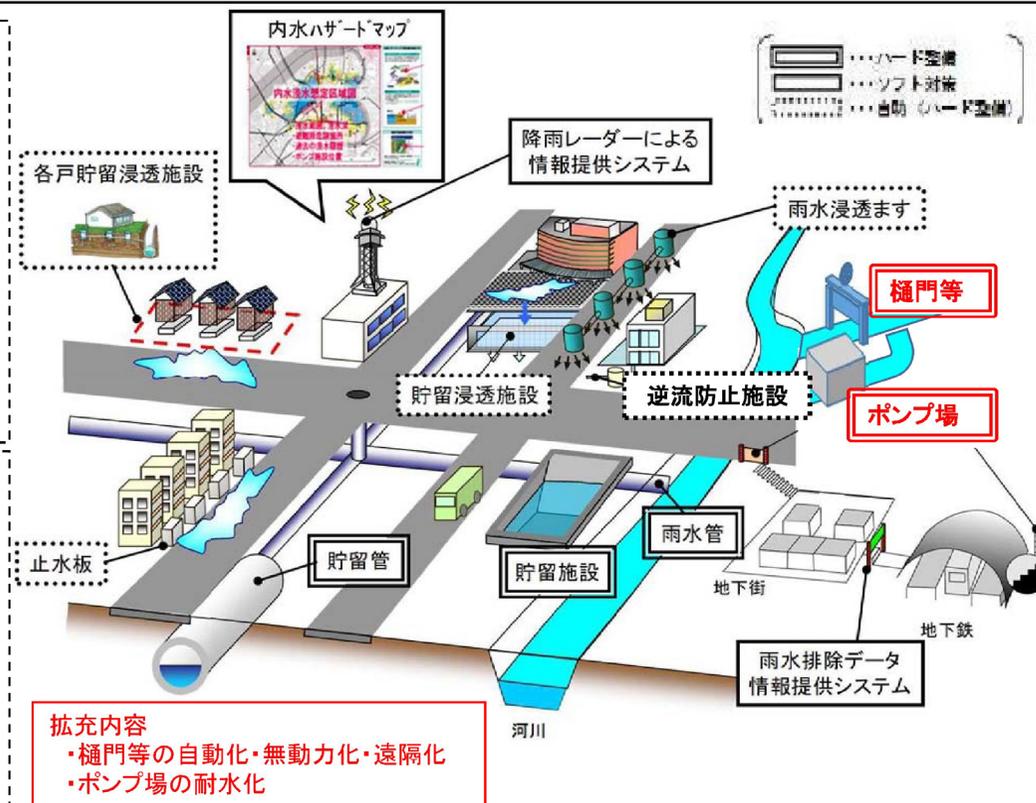
- 都市浸水対策の推進のため、樋門等の自動化・無動力化・遠隔化やポンプ場の耐水化について下水道浸水被害軽減総合事業の拡充等を行う。
- 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止する。【流域治水関連法案】
- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速する。【流域治水関連法案】

【背景・課題】

- 下水道浸水被害軽減総合事業において、都市機能が集積している地区等における一定規模以上の貯留・排水施設の整備を推進しているところ。
- 都市浸水対策の推進のため、雨水管等の整備の加速化、省人化等による施設の適切な管理や耐水化が求められている。

【拡充の内容】

- 下水道浸水被害軽減総合事業について、貯留・排水施設の規模によらず、樋門等の自動化・無動力化・遠隔化、ポンプ場の耐水化を交付対象に追加する。
- 雨水管の交付対象要件の見直し(口径等の要件緩和)により、支援対象を追加する拡充等を行う。



下水道浸水被害軽減総合事業の拡充イメージ

2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

1. (1) ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進 [6/8]

新規
事項

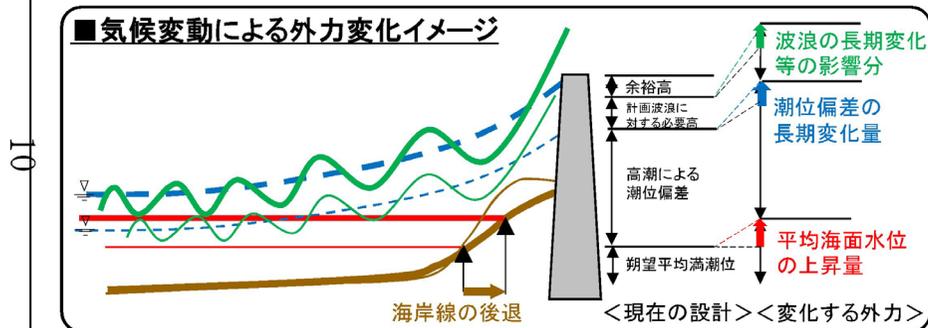
気候変動等を踏まえた海岸保全対策の推進

海岸分野において、防災・安全交付金に関する拡充や個別補助制度の創設等を通じて、切迫する地震・津波等に必要な対策を充実させる。

【気候変動を踏まえた海岸保全対策推進のための制度拡充】

気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の見直し等に必要となる検討経費を防災・安全交付金の対象に追加する拡充を行う。

■気候変動による外力変化イメージ



【海岸保全施設(沖合施設)の長寿命化対策の促進・高度化のための制度創設】

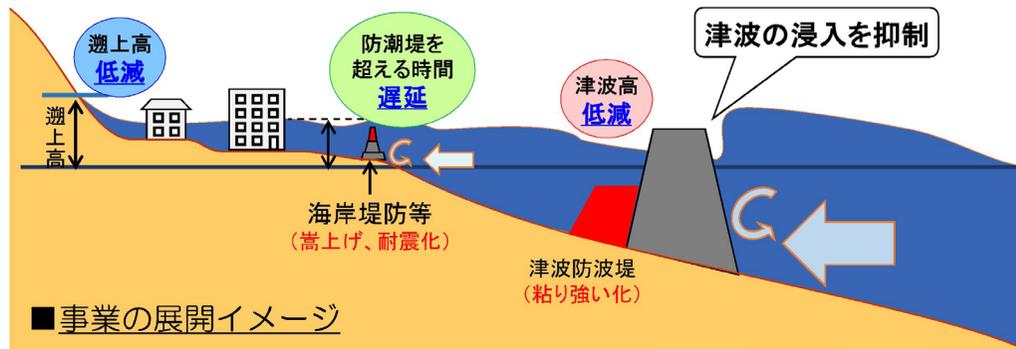
令和2年6月に改訂された「海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づき、離岸堤等の沖合施設に係る長寿命化計画の見直しに必要な経費について、防災・安全交付金の対象として支援する制度を創設する。



突堤の被覆ブロックの散乱事例

【津波対策緊急事業の創設】

大規模地震の発生リスクが高く、津波到達までの時間が短い一定の海岸地域について、海岸堤防の嵩上げ等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を計画的・集中的に支援するため、個別補助事業制度を創設する。



■事業の展開イメージ

2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

1. (1) ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進 [7/8]

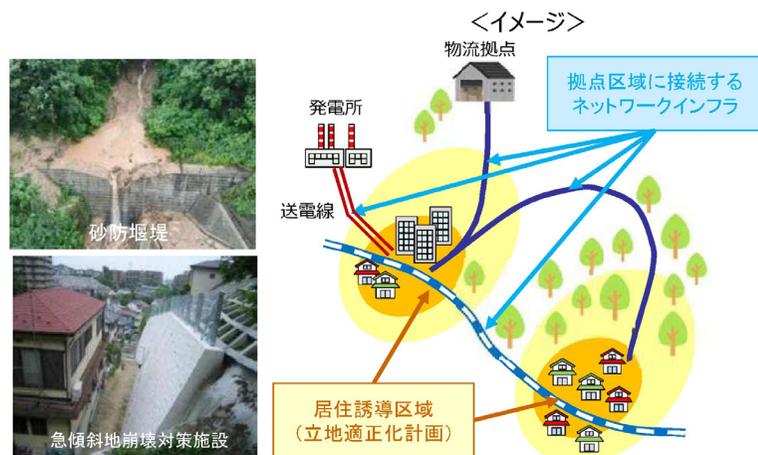
新規
事項

居住の誘導等のまちづくりと一体となった砂防関係施設等の整備

- 近年激甚化・頻発化する土砂災害により、地域の社会生活や経済活動を支える公共インフラに甚大な被害が発生し、その後の復旧・復興、地域の生活再建が長期化するといった事態が生じているところ。
- また、土砂災害による人的被害発生の一因として、地域住民の土砂災害リスクに対する認識不足が指摘されているところ。
- 以上を踏まえ、住居や地域の基礎的インフラ等の集約化にかかる取組や、自助・共助など地域の取組と連携した土砂災害対策を推進するという観点から、以下2つの制度を創設・拡充する。

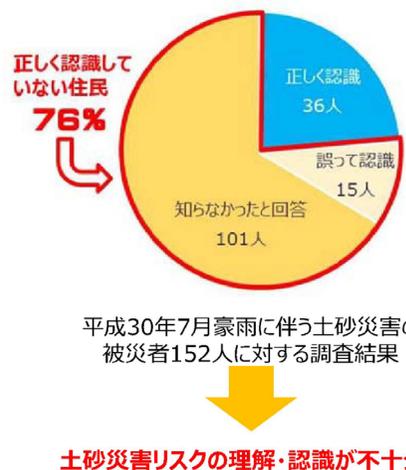
まちづくり連携砂防等事業の創設

- ・ 住居や基礎的な公共インフラを集約しようとする地域（立地適正化計画における居住誘導区域（指定予定を含む））及びこれら地域に接続するネットワークインフラを保全する砂防関係事業を計画的・集中的に進めるため、個別補助事業制度として「まちづくり連携砂防等事業」を創設



土砂災害リスク情報整備事業の追加

- ・ 土砂災害に関するリスク情報をより分かりやすく伝達し、住民の実効性のある避難行動に資するため、土砂災害警戒区域等を明示した看板の設置等の取組を防災・安全交付金の支援対象に追加
- ・ 看板等の設置にあたっては、ハザードマップを作成する市町村や危機管理部局などとも連携、内容の充実を図る



<取組事例>



2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(5) 宅地の安全性の確認・向上に向けた取組の強化

宅地耐震化推進事業 防交交 8,540億円の内数

大規模地震による盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地マップや液状化マップを活用し、地盤調査等の宅地の安全性把握のための取組をさらに加速化する。

また、激甚化・頻発化する豪雨災害に対応するため、浸水した宅地等の高上げを支援対象に追加し、再度災害の防止を図る。

宅地の安全性確認・把握

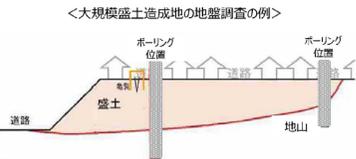
大規模盛土造成地マップ等に基づき、各地区で地盤調査や安定計算を実施し、安全性を把握するための支援を強化。

交付対象:地方公共団体

国費率:1/3⇒1/2[令和2年度まで]

➡ 1/2 (令和4年度まで延長)

▶ 地盤調査等により、事前対策が必要であると判定された場合は事前対策工を実施



造成宅地の斜面の安全性確認等

造成宅地の切土斜面の安全性を確認するための調査等を支援対象に追加。

交付対象:地方公共団体

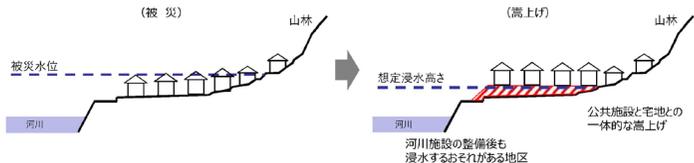
国費率:1/3⇒1/2[令和4年度まで]

浸水被災地での宅地等の高上げ

大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件を満たす地区について、同程度の出水に対する安全性を確保するため、河川施設整備との整合を図った上で行う宅地等の高上げを支援対象に追加。

交付対象:地方公共団体
国費率:1/2

<高上げによる地区の安全性確保(イメージ)>



1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(6) 防災公園やグリーンインフラによる災害対応力の強化

国営公園等事業 直轄 238.9億円(1.00倍)
都市公園防災事業 補助 27.4億円(1.00倍)
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 補助 2.5億円(2.45倍)
都市公園・緑地等事業 社協交 6,311億円の内数
防交交 8,540億円の内数

※令和2年度第3次補正予算 国営公園等事業 直轄 31.3億円

都市公園・緑地等事業 防交交 4,246億円の内数

地震、風水害、津波等の多様な災害に対応した防災公園や流域治水等と連携したグリーンインフラの整備により、公園緑地の防災・減災効果の更なる強化を図る。

多様な災害に対応した防災公園の整備

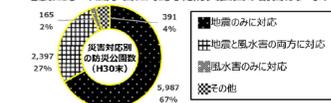
○ 激甚化・頻発化し全国どこでも発生のおそれがある災害に対し、安全・安心な生活を守るため、防災指針に基づき、地震災害だけでなく風水害等多様な災害に対応した防災公園を整備。

拡充内容 (都市公園・緑地等事業、都市公園防災事業)

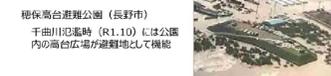
○ 指定市等一定規模の都市や、地震の対策が必要な都市に加え、**立地適正化計画を策定し、防災指針に基づく防災・減災対策に取り組み都市(人口5万人以上の都市に限る)を対象都市に追加**

○ 防災指針等において風水害からの避難地としての機能を確保することが位置づけられた防災公園の整備について、**面積要件等を緩和し支援**(一次避難地となる都市公園について、1ha以上を対象)

■ 地震に比べ、風水害に対応した防災公園の割合は少ない



■ 風水害に対応した防災公園の整備イメージ



グリーンインフラによる防災・減災対策

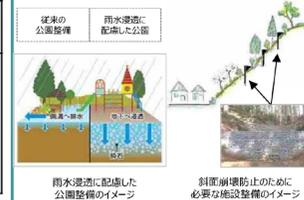
○ 自然環境の持つグリーンインフラとしての機能を活用した防災・減災対策を一層推進するため、防災指針や流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組を強化。

拡充内容 (都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業)

■ 流域治水に対応したグリーンインフラの整備イメージ

支援要件	防災・減災推進型(下線部が新たな内容)
行政計画での位置づけ	防災指針や流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画と連携した取組であること(連携型と異なり、計画内容を確定)
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地の整備 公共公益施設の緑化 民間建築物の緑化 市民農園の整備 緑化施設の整備 既存緑地の保全利用施設(雨水貯留機能を高める施設を含む)の整備(補助対象追加) 整備効果の検証 グリーンインフラに関する計画策定

○ 都市公園 ○ 既存緑地の保全利用施設



2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

（8）避難場所の機能強化や防災対策

都市防災総合推進事業 防安交 **8,540億円**の内数
 地下街防災推進事業 補助 **3.5億円(1.00倍)**

※令和2年度第3次補正予算 地下街防災推進事業 補助 0.5億円

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として求められる感染症対応を含め、避難場所や帰宅困難者受け入れ施設となる地下街の機能強化や、防災対策を推進する。

都市防災総合推進事業

避難場所に対する感染症対策に資する機能強化等を支援対象化

○避難場所における取組

- ・仕切り壁の整備や大規模換気設備の導入などの避難場所の機能強化 等




避難場所の整備・機能強化（現行制度）

災害時の避難に不可欠な避難センター等の避難場所や避難路の整備、既存施設の機能強化を積極的に推進




▶ **安全・安心な避難に必要な避難場所の整備の推進**

地下街防災推進事業

感染症対策としての換気設備等を支援対象化

・避難時の密集状態における感染リスクを下げるための換気設備及び開口部の改修




事前防災対策の推進

・激甚化・頻発化する水害及び切迫する地震災害に対して事前防災・減災の取組を推進




2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

- 近年、気候変動に伴い、水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることを踏まえ、これまでの防災・減災対策に加えて、自然環境の持つグリーンインフラとしての機能を活用した防災・減災対策を推進することが求められている。
- このため、「防災指針」や流域治水等の防災・減災関連の計画との連携のもと、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業（R2創設）の展開を一層強化し、官民連携・分野横断による防災・減災施策を推進する。

■ 拡充内容（都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業）

<拡充内容>

- 官民連携による自然環境の多様な機能を活用した防災・減災対策を推進するため、防災・減災を目的とする事業を重点的に支援
- 新規整備に加え、保全されている既存緑地の機能も一体的に活用できるよう、保全利用施設整備を支援対象に追加

■ 2つの「型」の相違点

支援要件	通常型	防災・減災推進型 (下線部が新たな内容)
行政計画での位置づけ	緑の基本計画等に基づく取組みであること（計画内容は限定なし）	<u>防災・減災関連の計画と連携した取組みであること（計画内容を限定）</u>
自然が持つ多面的機能発揮に関する指標数	3つ以上設定（指標内容は限定なし）	3つ以上設定 <u>ただし、指標内容のうち1つは防災・減災関連の指標であること</u>
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地の整備 公共公益施設の緑化 民間建築物の緑化 市民農園の整備 緑化施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> グリーンインフラに関する計画策定 整備効果の検証 	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地の整備 公共公益施設の緑化 民間建築物の緑化 市民農園の整備 緑化施設の整備 <u>既存緑地の保全利用施設の整備</u> グリーンインフラに関する計画策定 整備効果の検証

■ 流域治水に対応したグリーンインフラの整備イメージ



気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、「流域治水」の考え方にに基づき、河川事業と併せて、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進

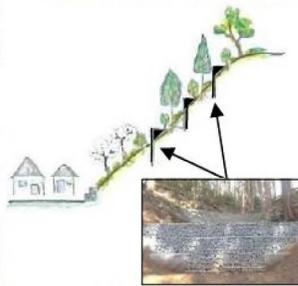
雨水の貯留・浸透に資するグリーンインフラの整備・保全を促進

○ 都市公園



雨水浸透に配慮した公園整備のイメージ

○ 既存緑地の保全利用施設



斜面崩壊防止のために必要な施設整備のイメージ

2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

都市再生区画整理事業（予算制度の拡充）

社総交（防交含む）



○ 激甚化・頻発化する豪雨災害に対応し、浸水想定区域内の既成市街地の防災性の向上を図るため、浸水対策として実施する土地区画整理事業等への支援を拡充する。

拡充①

拡充の概要

以下の①又は②の要件を満たす地区で行われる土地区画整理事業について、重点的に支援を行う

- ①防災指針に基づき浸水対策として実施する事業
- ②高規格堤防の整備と連携して実施する事業

国費率の嵩上げ

①又は②の要件を満たす事業について、都市再生区画整理事業の**安全市街地形成重点地区の対象に追加**し、国費率を1/2に嵩上げ（一般地区：1/3）

支援対象の拡充（緊急防災空地整備事業）

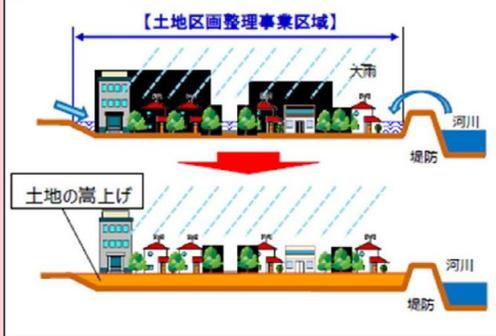
①又は②の要件を満たす事業予定地区について、事業化促進のための事業前の公共施設充当地の取得等への支援 **（緊急防災空地整備事業）の対象に追加**（減価補償地区以外での実施も可能）

【防災指針に基づく総合的な浸水対策のイメージ】

土地区画整理事業

- 土地の嵩上げ
- 雨水貯留施設の整備 等

【区画整理による土地の嵩上げ】



拡充②（R3都市計画法改正関連）

支援対象の拡充（浸水対策施設整備費の拡充）

地区施設に位置づけられた**雨水貯留浸透施設や避難施設等**(※)について、**浸水対策施設の対象に追加**し、当該施設の**整備費全額を補助限度額に算入**（地区施設以外の調整池については1/3）

(※)令和3年度の都市計画法の改正により、新たに地区施設として位置づけられる予定

【拡充後の支援対象】

現行

浸水対策施設の対象
・調整池

補助限度額の対象

・調整池の整備費×2/3

拡充後

・調整池
・**雨水貯留浸透施設、避難施設、避難路等**
(※)地区施設に位置づけられたものに限る

・調整池の整備費×1/3（地区施設以外）
・**地区施設の整備費全額**

支援対象のイメージ



2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

宅地嵩上げ安全確保事業(浸水対策:R3年度追加)概要

大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件を満たす地区について、同程度の出水に対する安全性を確保するため、河川施設整備との整合を図った上で行う宅地と公共施設の一体的な嵩上げを支援。

要件（以下のすべてを満たすこと）

〈被災地、災害リスク〉

- 激甚災害により宅地が浸水し、治水対策を実施しても同規模の出水で浸水するおそれがある地区。
- 建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域に含まれる地区。

〈他手法との比較〉

- 宅地嵩上げに要する事業費が、家屋の集団移転に要する事業費及び浸水防止に必要な連続堤整備等に要する事業費を上回らないこと。

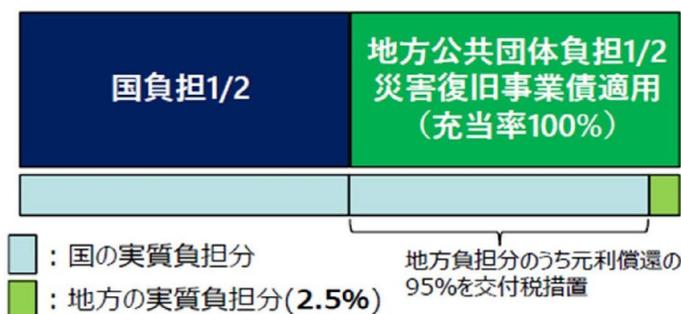
〈復興計画への位置付け等〉

- 地方公共団体が作成する復興計画等において公共施設と宅地との一体的な嵩上げを行うと定められ、嵩上げを行う家屋が5戸以上ある地区 等

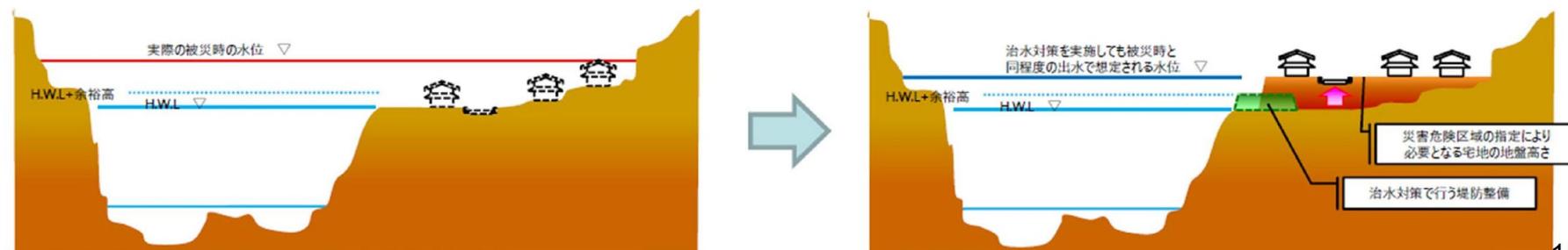
補助対象となる主な経費（補助率1/2）

- 調査測量及び設計に要する費用
- 宅地等の嵩上げ及び関連移設工事等に要する費用

補助と地方財政措置をあわせて97.5%が国の負担

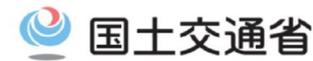


【嵩上げによる地域の安全性確保（イメージ）】



2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

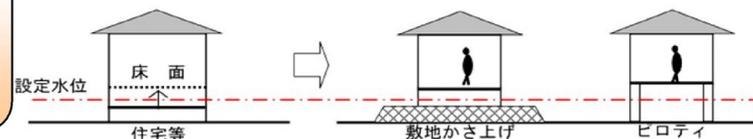
災害危険区域内建築物防災改修等事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）



社総交（防交交含む）²⁾

災害危険区域を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物の安全性向上のため、災害危険区域（建築禁止エリアは除く）に存する既存不適格建築物について、建築制限に適合させる改修費用等の一部を補助する地方公共団体に対して支援を行う。

＜災害危険区域内における建築制限のイメージ＞



住宅

計画策定

地方公共団体実施：国 1 / 2

基準適合調査

民間実施：国と地方で 2 / 3
地方公共団体実施 1 / 2

通常支援

改修、建替え

■ 対象となる住宅

災害危険区域内の既存不適格建築物である住宅（注1）

■ 交付率

国と地方で 2 / 3

■ 補助限度額

280万円／棟
ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

事業期間

令和3年度～令和7年度
ただし、令和8年度以降の区域指定であっても、令和7年度までに計画策定等した場合は経過措置あり

パッケージ支援（重点支援）

改修、建替え

■ 対象となる住宅

要件を満たす災害危険区域内の既存不適格建築物である住宅（注1）

■ 交付率

国と地方で 100万円／棟

■ 補助限度額

改修工事費の8割
ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

■ 対象となる災害危険区域の要件

- 令和3年度以降の新規指定区域
- 立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等※を定めている地方公共団体の既存区域
※土地利用等に関する対策を記載するもの

建築物

計画策定

地方公共団体実施：1 / 3

基準適合調査

民間実施：国と地方で 2 / 3
地方公共団体実施：国 1 / 3

改修、建替え

■ 対象となる建築物

災害危険区域内の既存不適格建築物で、地域防災計画において指定された避難所等及び一時集合場所等（集合住宅の共同利用施設を含む）（注1）

■ 交付率

対象建築物	交付率
避難所等	民間実施：国と地方で 2 / 3 地方公共団体実施：国 1 / 3
一時集合場所等	民間実施：国と地方で 2 / 3

■ 補助限度額

280万円／棟
ただし、複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費（増工分）を限度とする
※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

（注1）災害危険区域等の条例の規定が施行されることにより既存不適格になる予定の住宅及び建築物を含む

（注2）本事業は、浸水による被害の防止又は軽減の観点から建築物の敷地、構造等に関する制限を定める地区計画等に基づく条例も補助対象とする予定。

2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

都市構造再編集中支援事業

公共（補助）

○「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1/2（都市機能誘導区域内）、45%（居住誘導区域内等）

対象事業

<市町村、市町村都市再生協議会>

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設（医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設）※、土地区画整理事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

<民間事業者等>

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※の整備

ーただし、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2/3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。



※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

施行地区

○都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区

ーただし、次の市町村を除く※1。

- ・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村
- ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村

※1 令和3年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

ーなお、次の区域を施行地区に含むことができる。

- ・水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画（以下「水辺まちづくり計画」という。）がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域※2

※2 交付対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に限る（災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な建築物及び災害時に使用する施設等の整備を除く）。

- ・空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している区域※3

※3 交付対象事業は緑地等の整備に限る。

2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

防災集団移転促進事業

災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助 ※赤字下線部は法改正事項

【事業の概要】

事業主体

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（※）

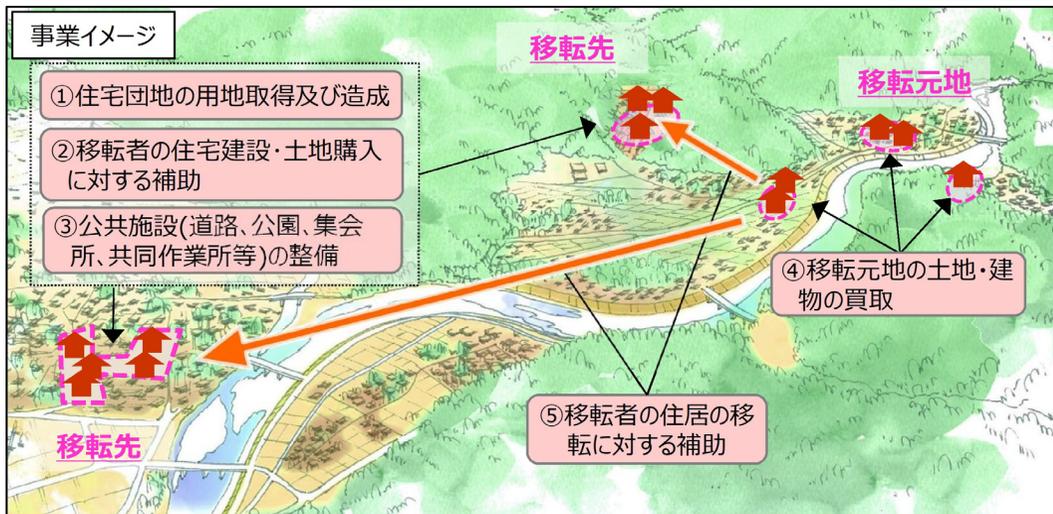
※災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

移転先（住宅団地）

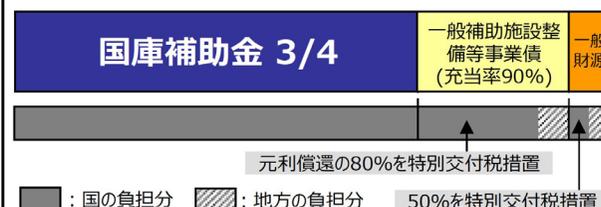
5戸以上（※）かつ移転しようとする住居の数の半数以上
※ただし、災害ハザードエリア外からの移転については10戸以上

【国庫補助の対象となる主な経費】（補助率 3/4）

- ① 住宅団地の用地取得及び造成
（関連して移転する要配慮者施設に係る土地の整備を含む。なお、分譲の場合は補助対象外。）
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助
（住宅ローンの利子相当額）
- ③ 住宅団地に係る公共施設の整備
- ④ 移転元地の土地・建物の買取
（やむを得ない場合を除き、移転促進区域内のすべての住宅の用に供する土地を買い取る場合に限る。）
- ⑤ 移転者の住居の移転に対する補助
- ⑥ 事業計画等の策定に必要な経費（補助率 1/2）



補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担



地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。
※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。
※都道府県が実施する場合は、特別交付税措置の対象外。

2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

コンパクトシティ形成支援事業（集約都市形成支援事業）

個別補助



【機密性2】

○ 立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進する自治体に対して、重点的な支援を実施。【補助率：地方公共団体 1/2、民間事業者 1/2、1/3】

計画を作りたい

■ 計画策定の支援

【計画策定の支援】

- ① 立地適正化計画*
- ② PRE活用計画
- ③ 広域的な立地適正化の方針
- ④ 低炭素まちづくり計画

補助対象者

- 市町村都市再生協議会
- PRE活用協議会
- 鉄道沿線まちづくり協議会

地方公共団体

※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ、上限550万円まで定額補助

【コーディネート支援】

計画に基づく各種施策の推進のための合意形成等を支援

○ 立地適正化計画の検討にあわせて、未着手都市計画道路やインフラ老朽化についても把握することが重要。そういった調査を行う場合には、条件によっては策定支援を活用できる。

移転を促進したい

■ 誘導施設等への支援

【誘導施設等の移転促進支援】

誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備の支援

- 医療施設、社会福祉施設等（延床面積1,000㎡*）
- 商業施設（上記と一体的に立地するもの）

※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ、延床面積500㎡以上へ緩和

【建築物跡地等の適正管理支援】

立地適正化計画に跡地等管理区域として位置付けられた区域等における建築物跡地等の適正管理を支援

■ 居住機能への支援

【居住機能の移転促進に向けた調査支援】

※上限500万円

防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査を支援

コンパクトシティ形成支援事業の概要



令和2年度 拡充事項

- 人口10万人未満かつ2015年から2030年における人口減少率が20%以上の都市に対して、計画策定の支援を定額補助（上限550万円）にて支援
- 人口10万人未満かつ2015年から2030年における人口減少率が20%以上の都市に対して、誘導施設移転に係る除却対象の移転後の延床面積要件を、1,000㎡以上から500㎡以上に緩和
- 複数自治体が共同して立地適正化計画を作成する場合、計画策定の支援の補助対象者に「市町村都市再生協議会」を追加
- 立地適正化計画において防災対策が位置付けられた居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査への支援を追加

2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

がけ地近接等危険住宅移転事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

社総交（防交含む）

事業概要

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に対して、交付金を交付する事業【昭和47年度～】

補助対象

- (1) 除却等費
 ○危険住宅の除去などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等（限度額：975千円/戸）

- (2) 建設助成費
 ○危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額（借入利率：年8.5%を限度）

限度額：【通常】4,210千円/戸（建物3,250千円/戸、土地960千円/戸）
 【特殊地域】7,318千円/戸（建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸）※
 特殊地域～特殊土地地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域

- (3) 事業推進経費
 ○事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

補助要件

- (1) 対象地区要件
 ○ 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（建築基準法第39条第1項）
 ○ 地方公共団体が条例で建築を制限している区域（建築基準法第40条）
 ○ 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）
 ○ 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域（土砂災害防止法第4条）
 ○ 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域（災害救助法第2条）
- (2) 対象住宅要件
 ○ 既存不適格住宅
 ○ 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行った住宅
 ※ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

交付率

国：1/2、地方公共団体：1/2

交付団体

都道府県、市町村

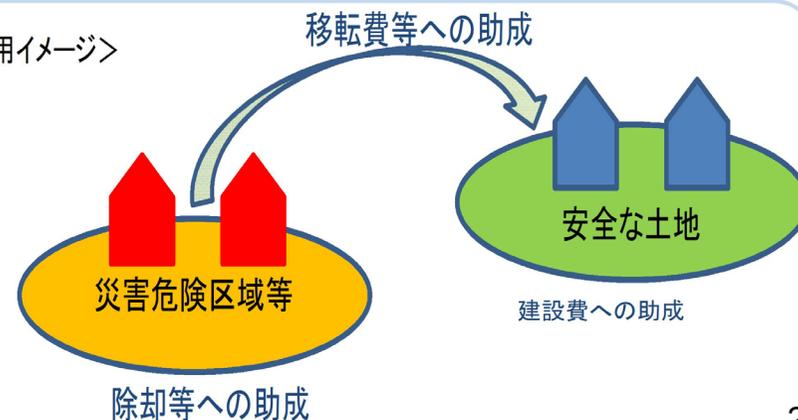
事業実施主体

市町村（市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県。）

【限度額が引き上げられる地域】

	特殊土地地帯	地震防災対策強化地域	急傾斜地崩壊危険区域	災害危険区域
根拠法	特殊土地地帯災害防除及び振興臨時措置法	大規模地震対策特別措置法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	建築基準法
指定権者等	国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣	内閣総理大臣	都道府県知事	地方公共団体（条例）

<適用イメージ>



2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

小規模住宅地区改良事業

社総交（防安交含む）

1. 概要

不良住宅※が集合すること等により生活環境の整備が必要とされる地区において、地方公共団体により、不良住宅の除却、従前居住者向けの住宅（小規模改良住宅）の建設、生活道路又は児童遊園等を整備する事業。

※地方公共団体が移転勧告等を行った住宅や災害で著しく損傷した住宅も該当する。

2. 根拠

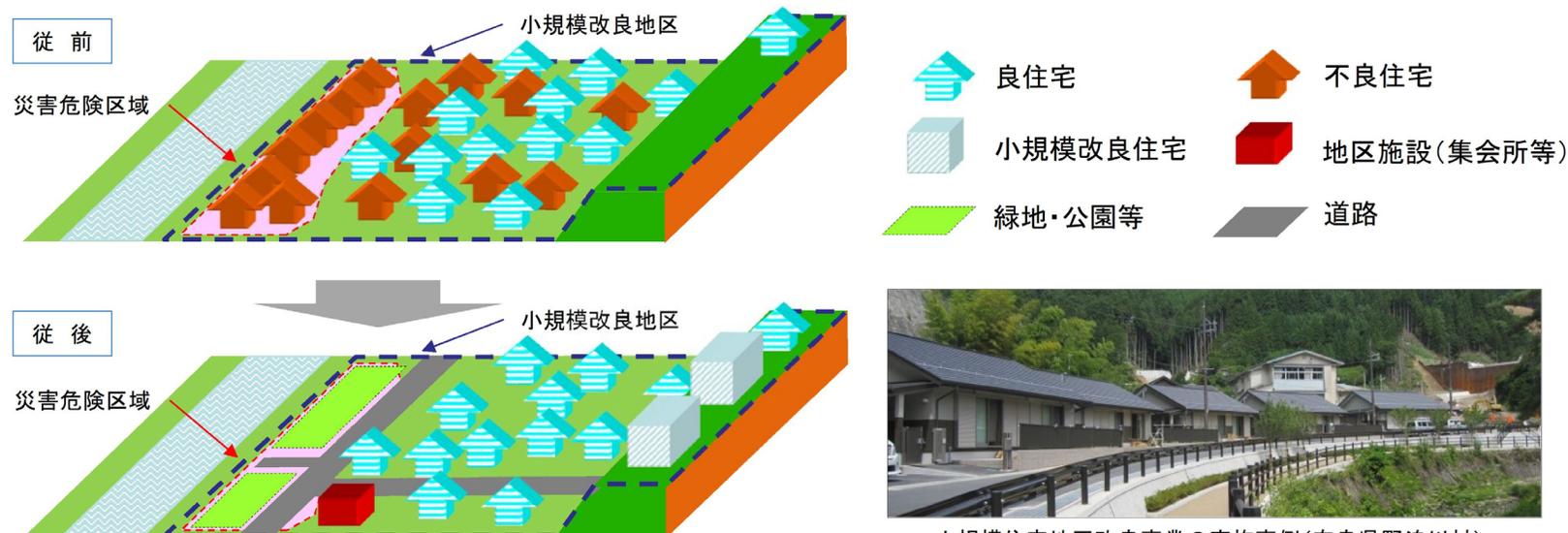
小規模住宅地区等改良事業
制度要綱（住宅局長通達）

3. 対象地区

- ・不良住宅戸数 15戸以上
 - ・不良住宅率 50%以上
- 等

4. 補助対象

- ・不良住宅の買収・除却 (補助率) (1/2)[※]
 - ・小規模改良住宅整備 (2/3)
 - ・小規模改良住宅用地取得 (1/2)
 - ・公共施設・地区施設整備 (1/2)
 - ・津波避難施設等整備 (1/2)
- 等
- ※ 跡地非公共は1/3



小規模住宅地区改良事業の実施事例（奈良県野迫川村）

2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

市街地再開発事業等

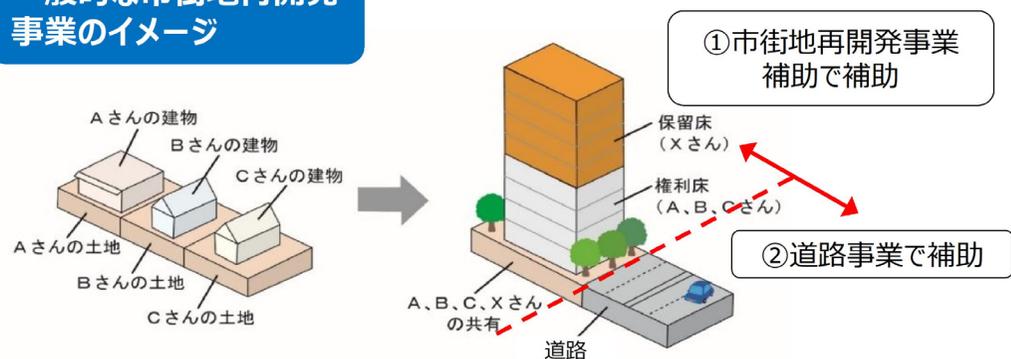
公共（交付金）

1. 制度の目的

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う（都市再開発法 昭和44年施行）。

2. 事業の仕組み

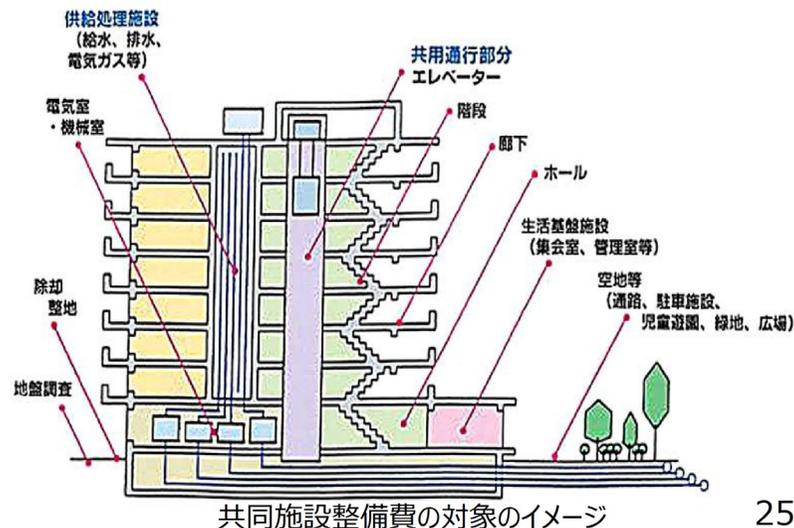
一般的な市街地再開発事業のイメージ



- 敷地等を共同化し高度利用することにより、公共施設用地を生み出す
- 従前権利者の権利は、等価で新しい再開発ビルの床に権利変換により、置き換えられる（権利床）
- 高度利用によって新たに生み出された床（保留床）を処分して事業費に充てる

3. 交付対象及び国費率（社会資本整備総合交付金）

補助事業名	補助内容	負担割合		
		国	地方	施行者
①市街地再開発事業	施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部（調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費等）	1/3等	1/3等	1/3等
②道路事業	都市計画道路等の整備に要する費用（用地費及び補償費、工事費、測量及び試験費等）	1/2等	1/2等	—



2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

都市防災総合推進事業

公共（交付金）

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

赤字下線部：R3年度予算拡充事項

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1/3
②住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1/3
③地区公共施設等整備	・地区公共施設（避難路、避難地（避難地に設置する防災施設を含む）） ・地区緊急避難施設（指定緊急避難場所（津波避難タワー、避難センター等）、避難場所の機能強化（防災備蓄倉庫、非常用発電施設、 感染症対策に資する設備 等））	用地：1/3 工事：1/2 ※1
④都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1/3 工事 1/2
⑤木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1/3
⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設 ・地区緊急避難施設	1/2
※激甚災害被災地	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1/3

※1：南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3

○ 地区要件

施行地区	＜事業メニュー①～③＞ 災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区
	＜事業メニュー④＞ 大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市
	＜事業メニュー⑤＞ 重点密集市街地
	＜事業メニュー⑥＞ 激甚災害による被災地

※2：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域



津波避難タワー



避難センター



備蓄倉庫



避難場所に向かう避難路



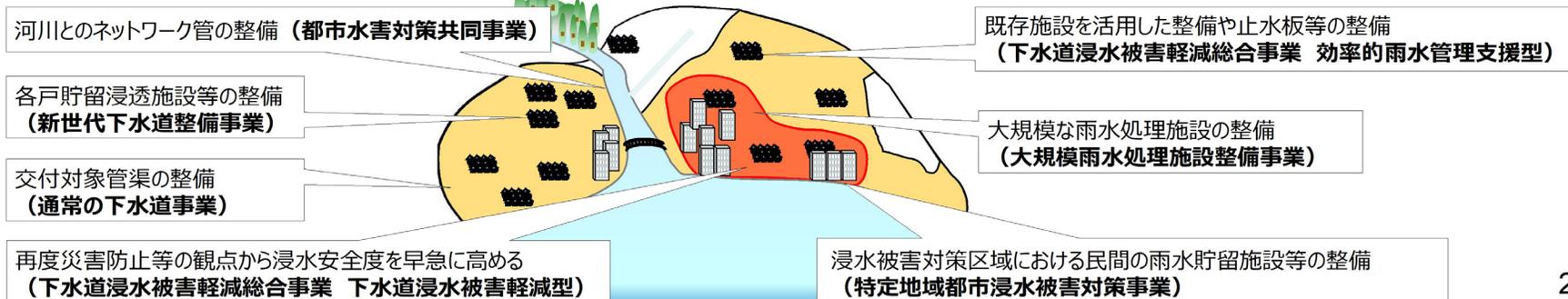
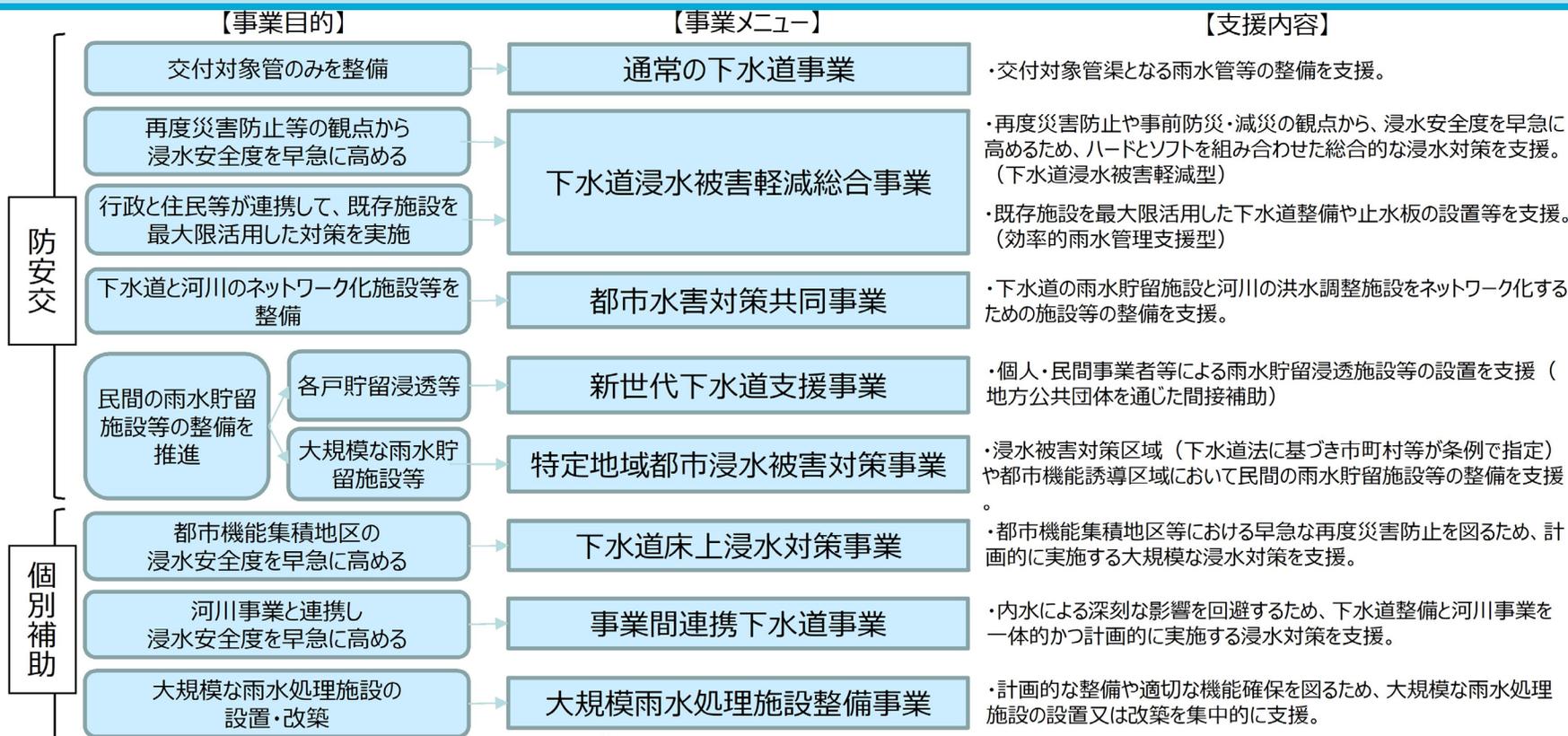
避難地となる公園



沿道建築物の不燃化

2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

下水道による浸水対策に関する事業制度



2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

個別補助制度の拡充による整備の加速化

個別補助



- 下水道による大規模な再度災害防止対策や河川事業と連携した内水対策について、計画的・集中的に支援するための補助事業制度を令和元年度より創設。
- 一定期間に集中的な投資が必要となる大規模な雨水処理施設について、計画的な整備や適切な機能確保を図るため、集中的に支援する補助事業制度を令和2年度より創設。
- これらの補助事業の活用を促進し、整備を加速化。

下水道床上浸水対策事業

<大規模な再度災害防止対策>

- 浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区等における早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を集中的に支援。

- ・概ね5年以内で完了する事業
- ・過去概ね10年以内に床上浸水50戸以上等の要件

事業間連携下水道事業

<河川事業と連携した内水対策>

- 内水による深刻な影響を回避するため、河川事業と一体的かつ計画的に実施する下水道整備を集中的に支援。

- ・概ね5年以内で完了する事業
- ・想定される浸水家屋が25戸以上等の要件

大規模雨水処理施設整備事業

<大規模な雨水処理施設の設置・改築>

- 計画的な整備や適切な機能確保を図るため、大規模な雨水処理施設の設置又は改築を集中的に支援。

- ・概ね10年以内で完了する事業
- ・総事業費が5億円以上を要件

令和元年度より創設

令和2年度より創設

【対策イメージ】



雨水ポンプの整備



雨水貯留管の整備



貯留施設の整備

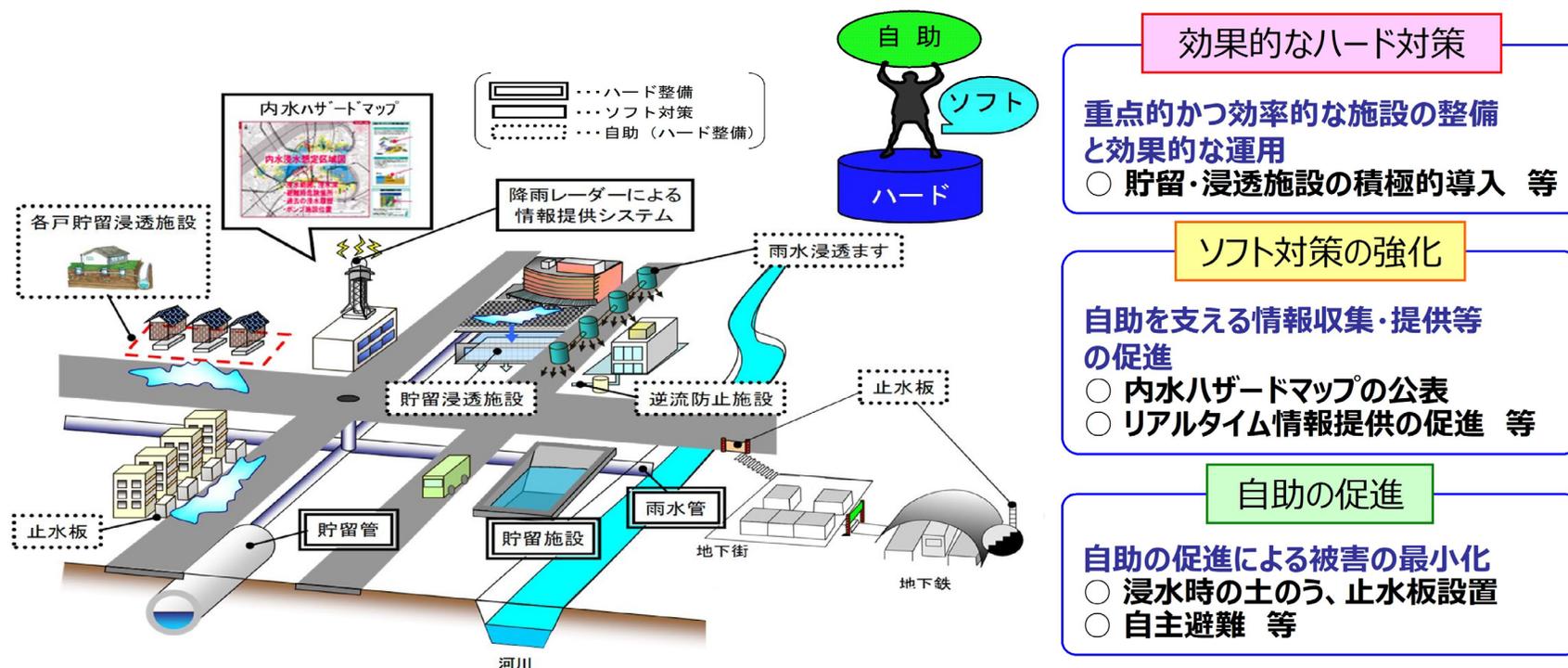
2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

下水道浸水被害軽減総合事業【下水道浸水被害軽減型】

社総交（防交含む）

- 雨水貯留・浸水施設の整備（ハード対策）、住民に対しリアルタイムに情報提供するための装置、止水板等の設置（ソフト対策）等が交付対象事業であり、これらを効果的に組み合わせることで**総合的な浸水対策を図り、浸水に対する安全度を早急に高める**ことを目的。
- 駅周辺地区など**都市機能が集積した地区**で一定規模以上の浸水被害の実績がある地区、浸水シミュレーションの結果により一定規模以上の浸水被害が想定される地区、100mm/h安心プランに登録された地区等が交付対象の要件。

下水道浸水被害軽減型を活用した、下水道による総合的な浸水対策のイメージ



2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

新世代下水道支援事業【各戸貯留等による浸水対策】

○個人住宅等に設置する貯留タンク、雨水浸透ますなどの小規模な施設に対して、地方公共団体が住民等に設置費用を助成する場合、国が地方公共団体に対して支援を実施。

各戸貯留浸透施設（支援対象）のイメージ

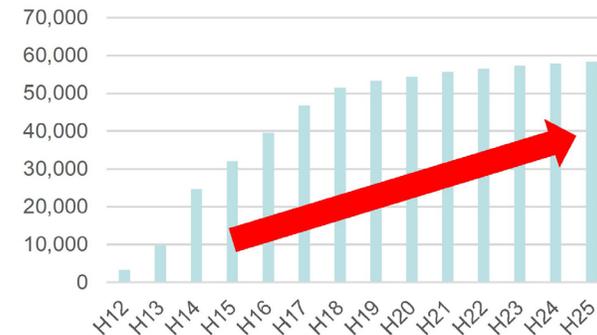


取組事例（新潟市）

新潟市では、総合的な雨水対策として雨水流出抑制を地域全体で拡大するため、宅地内の雨水浸透ます設置の助成を平成12年度より開始した。
市民から助成を積極的に活用してもらうため、様々な普及啓発活動の展開に努め市民の理解と協力を得た成果として、平成25年度末までに、累計で約6万基の雨水浸透ます、雨水貯留槽の設置を行った。



新潟市の雨水貯留浸透施設の設置件数



2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

下水道床上浸水対策事業

個別補助

国土交通省

背景・課題

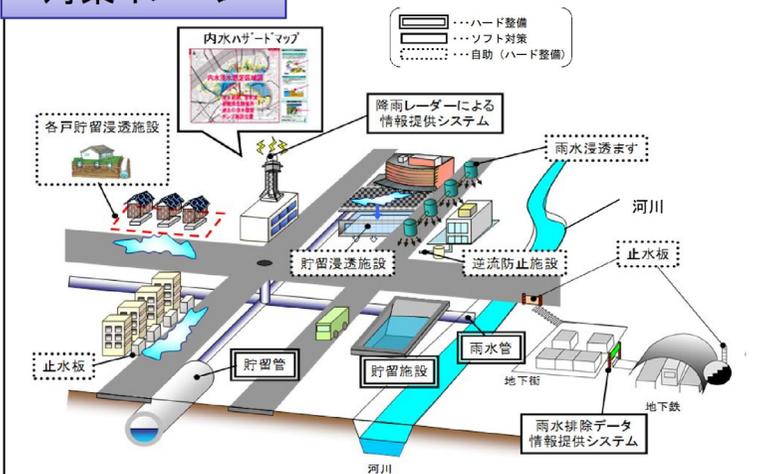
※令和元年度創設

- 平成30年7月豪雨では、全国の浸水戸数約2.9万戸のうち、内水被害が約1.9万戸を占め、多数の内水被害が発生するなど、近年、全国の都市において内水被害が頻発しており、浸水によって、市民生活や地域経済への甚大な影響が発生
- 特に、都市機能が集積しており、近年、浸水実績のある浸水リスクが高い重要な地区においては、計画的に実効性のある再度災害防止対策を講じることが必要

概要

- 浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区における早急な再度災害防止を図るため、下水道整備による浸水対策を計画的に実施
- 【対策メニュー】雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など

対策イメージ



採択要件

- 駅周辺地区に代表される都市機能が集積する地区で、過去概ね10年間で床上浸水被害が発生した実績があり、以下のいずれかに該当する地区
 - ・過去概ね10年間に、延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が延べ200戸以上発生した地区
 - ・内水浸水シミュレーションにより、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区
- ハード・ソフト対策からなる総合的な計画を立案
- 概ね5年で床上浸水対策を計画的に実施

2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

個別補助



事業間連携下水道事業

背景・課題

※令和元年度創設

- 近年、全国の都市において浸水被害が頻発しており、被害を受けた地区には、市役所、避難所、消防署、緊急輸送道路、地下街等の重要施設が存在し、浸水によって、それらの施設が機能不全を起こし、人命を脅かす事態や地域経済への甚大な影響が発生
- 内水被害対策の推進にあたっては、下水道と河川が一体的に進める必要があるが、各事業の優先度合が異なる場合、効果が十分に発揮できていない
- 激甚化する内水被害に対して、効果をより発現させる観点から、総合的な計画に基づき、一定期間内(概ね5年)に集中的に対策を講じることが効果的

概要

- 内水での深刻な影響を回避するため、下水道整備を河川事業と一体的に計画的・集中的に実施
【対策メニュー】雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など

対策イメージ

【庄内川水系土岐川での連携事例】

(概要)

- ・浸水対策として雨水貯留施設やポンプ場等の整備を実施するとともに、受け皿となる河川の改修を実施。ハザードマップ作成等のソフト対策も実施
- ・総事業費：約57億円
- ・事業期間：H25年～29年



採択要件

- 浸水の恐れがある地域に、以下のいずれかを含む地域
(
 - ・ 浸水想定区域内に、市役所、要配慮者利用施設等の重要施設
 - ・ 近10年に家屋の浸水実績)
- 総合的な計画を立案
- 概ね5年で実施

2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

大規模雨水処理施設整備事業

個別補助



背景・課題

※令和2年度創設

- 令和元年台風19号や、平成30年7月豪雨など、近年、全国の都市において内水被害が頻発しており、浸水によって、市民生活や地域経済への甚大な影響が発生。
- 特に、一定期間に集中的な投資が必要となる大規模な雨水処理施設について、計画的な整備や適切な機能確保を図るため、集中的な支援が必要。

概要

- 雨水処理を担う下水道施設の計画的な整備や適切な機能確保を図るため、概ね10年以内で完了し、事業費が5億円以上の雨水処理施設の設置又は改築を計画的・集中的に実施する。

【対策メニュー】雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など

対策イメージ



雨水ポンプ場の整備



雨水貯留管の整備

採択要件

- 雨水処理を担う下水道施設の設置又は改築を実施する事業であり、以下のすべてに該当するもの
 - ・事業期間が概ね10年以内
 - ・総事業費が5億円以上

2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

内水ハザードマップの作成推進【住民の自助促進のためのソフト対策】



社総交（防災交含む）

- 社会資本整備重点計画(H24)では、対象となる**484市区町村**において、平成28年度末までに内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施することを目標。
- 令和元年度末において、**361市区町村（約75%）**で内水ハザードマップを作成・公表し、**295市区町村（約61%）**で防災訓練等を実施。
- 埼玉県では、県がリーダーシップを発揮し、勉強会を通じて内水ハザードマップの作成が進んでいる。（平成27年度国土交通大臣賞「循環のみち下水道賞」レジリエント部門受賞）

勉強会の開催実績 （埼玉県の例）

第1回：H24年9月

- 内水ハザードマップ作成手法の説明および質疑応答 水コン協
- 事例紹介
- 浸水実績を活用した内水ハザードマップ作成に関する意見交換

第2回：H24年11月

- 県下自治体による事例発表
 - ・さいたま市（さいたま市防災マップ）
 - ・戸田市（浸水シミュレーションによる浸水想定）
 - ・川口市（洪水HMを活用した内水HMの策定）
 - ・飯能市（浸水想定区域図の作成）

第3回：H25年5月

- 県下自治体による事例発表
 - ・上尾市（内水ハザードマップの作成について）
 - ・秩父市（内水ハザードマップの作成について）
 - ・栃木県（内水ハザードマップ作成促進の取り組み）
 - ・浸水実績に基づいた簡易な内水ハザードマップ作成の提案

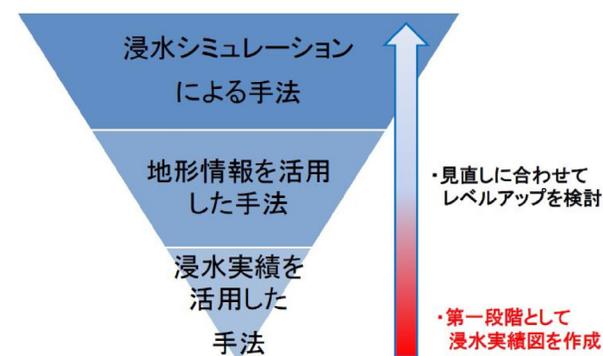
■市町村向けの勉強会を開催し、具体的な作成手順・作成例を示した。

手順	作業項目	内容	洪水HMが活用できる項目
①	凡例の作成	・作成例を参考に凡例を作成する	
②	浸水想定区域図の作成	・使用する図面は1/10000~1/25000程度 ・浸水想定区域は、下図が見えるように表示する	○
③	避難所、役所、消防、警察、病院の所在確認	・洪水ハザードマップや地域防災計画等から左記施設の住所、電話番号を確認する	○
④	避難所、役所、消防、警察、病院の一覧表を作成	・作成例を参考に一覧表を作成する ・対象施設にナンバリングを行う（通し番号） ・表示にあたっては、シールの活用も可	○
⑤	コメントの作成	・住民の誤解を招かないために、どのようなデータにより浸水想定区域を表示したかを明示する	
⑥	仕上げ	・凡例や施設一覧、コメントを浸水想定区域図に貼り付ける ・タイトルも忘れずに付ける	
⑦	内水（浸水）ハザードマップの完成	・作成したものに少し手を加えれば、公表や配布は可能です ・作成したハザードマップを基に関係部局等と協議を進めて、公表に向けた調整を進めて下さい	
⑧	公表	・印刷物の配布 ・ホームページへの掲載等	

作成例



段階的な作成手法



平時における、浸水リスクの周知

2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業 新規

地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援する「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」を創設。

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

建築物耐震対策緊急促進事業

目的

大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保

対象
建築物

耐震診断義務付け対象建築物や避難場所となる建築物、緊急輸送道路沿道建築物等

補助
対象等

耐震診断、補強設計、耐震改修（耐震診断の結果、倒壊の危険性のあるもので、改修等により地震に対して安全な構造となるもの）等に対する支援



制振ダンパー

補助率

民間事業者の場合 国1/3、地方1/3 等
地方公共団体の場合 国1/3 等

事業
期間

令和3年度～令和5年度

災害時拠点強靱化緊急促進事業

地震時の帰宅困難者等への対応

地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等

帰宅困難者等の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、耐震性貯水槽等の整備に対する支援



防災備蓄倉庫

民間事業者の場合 国2/3、地方1/3
地方公共団体の場合 国1/2

令和3年度～令和5年度

一時避難場所整備緊急促進事業

水害時の避難者への対応

地方公共団体と水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等

避難者の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、電気設備（設置場所の高上げ含む）、止水板等の整備に対する支援



電気設備の設置場所の高上げ

民間事業者の場合 国2/3、地方1/3
地方公共団体の場合 国1/2

令和3年度～令和5年度

2. 流域治水対策等の主な支援事業（国土交通省関連）

住宅・建築物安全ストック形成事業（土砂災害関係）

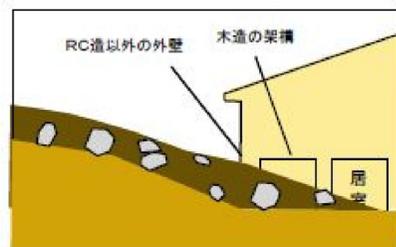
■目的

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定された土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物の土砂災害対策改修に対する支援を行うことにより、建築物の安全性を確保することを目的とする。

■事業内容

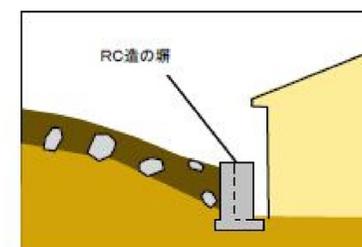
- 土砂災害特別警戒区域内の既存建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用を支援する。

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの



改修
(イメージ)

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの(例)



想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける

- 補助対象： 以下の要件を満たす建築物。
 - ・土砂災害特別警戒区域内の建築物
 - ・建築基準法施行令第80条の3について既存不適格である建築物
- 補助率：23%（うち国費11.5%）
- 補助対象限度額：336万円/棟

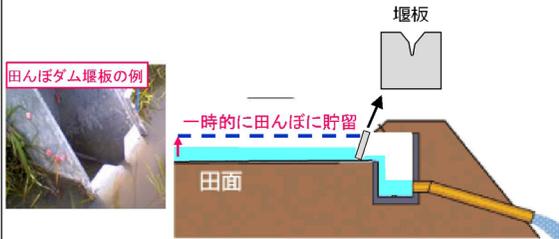
3. 流域治水対策等の主な支援事業（農林水産省関連）

農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）

○ 都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置している。これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進する。

水田の活用（田んぼダム） ※雨水貯留など

○ 田んぼダム（排水口への堰板の設置等による流出抑制）によって下流域の浸水被害リスクを低減。



【施設の整備等】

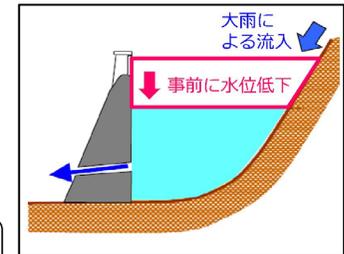
○ 水田整備、田んぼダムの取組促進

農業用ダムの活用 ※事前放流など

○ 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げる等によって洪水調節機能を発揮。

○ 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕



【施設の整備等】

○ 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

排水施設等の活用 ※事前水位低下など

○ 農業用の排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の浸水も防止・軽減。



【施設の整備等】

○ 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作等

ため池の活用 ※事前水位低下など

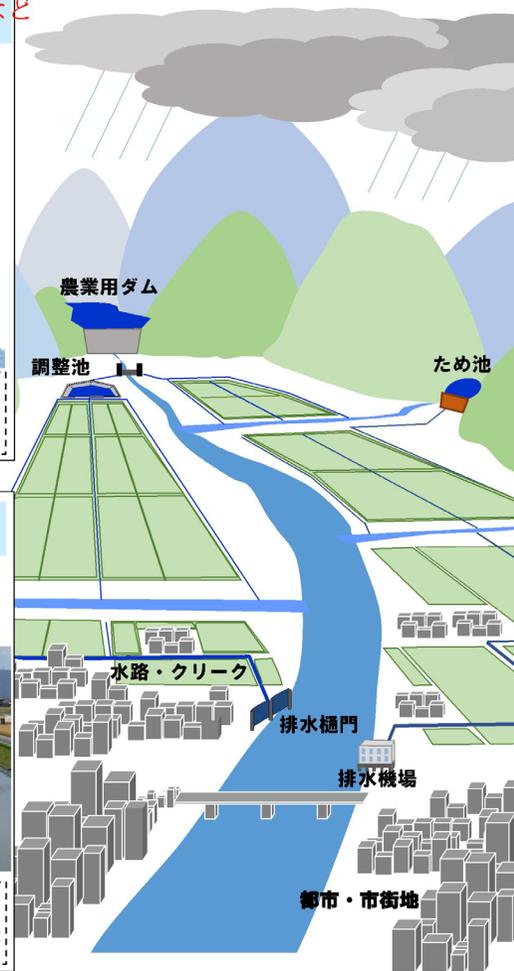
○ 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げる等によって洪水調節機能を発揮。

○ 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐にスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。



【施設の整備等】

○ 堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等



3. 流域治水対策等の主な支援事業（農林水産省関連）

【水田の活用（田んぼダム）】

日本型直接支払のうち
多面的機能支払交付金

【令和3年度予算概算決定額 48,652（48,652）百万円】

＜対策のポイント＞

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

＜事業目標＞

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上

＜事業の内容＞

1. 多面的機能支払交付金 47,050（47,050）百万円

- ① 農地維持支払
 地域資源の基礎的保活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払
 地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払 (共同)*1	②資源向上支払 (長寿命化)*1,2,3	③資源向上支払 (長寿命化)*1,2,3	①農地維持支払 (共同)*1	②資源向上支払 (長寿命化)*1	③資源向上支払 (長寿命化)*1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]
 ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
 ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
 ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602（1,602）百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び②は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
 対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目	都府県		北海道	
	都府県	北海道	都府県	北海道
多面的機能の更なる増進 ※[鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化]の中で[鳥獣緩衝帯の整備・保安全管理]も対応可	田 400 畑 240	320 80	田 400 畑 240	320 80
農村協働力の深化 上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	田 400 畑 240	320 80	田 400 畑 240	320 80
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	田 1,000 畑 600 草地 80	700 300 40	田 1,000 畑 600 草地 80	700 300 40

項目	都府県		北海道		交付金（定額）
	都府県	北海道	都府県	北海道	
広域化への支援 広域活動組織の面積規模等に応じた交付額	3集落以上または50ha以上 200ha以上 1,000ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織 8万円/年・組織	16万円/年・組織	

※下線部は拡充内容

3. 流域治水対策等の主な支援事業（農林水産省関連）

【水田の活用（田んぼダム）】

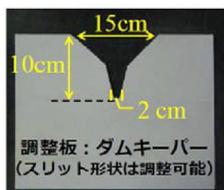
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進

～多面的機能支払交付金（拡充）～

- 近年多発する豪雨災害への対策に向け、水田の持つ雨水貯留機能を活用した取組を推進する必要があることから、現在支援対象となっている田んぼダムの取組に対して、一定の取組面積等の要件を設けた上で、**加算措置を創設**する。
- 効果発現には面的な広がりが重要な田んぼダムを、より広範囲で取り組まれるよう誘導する。

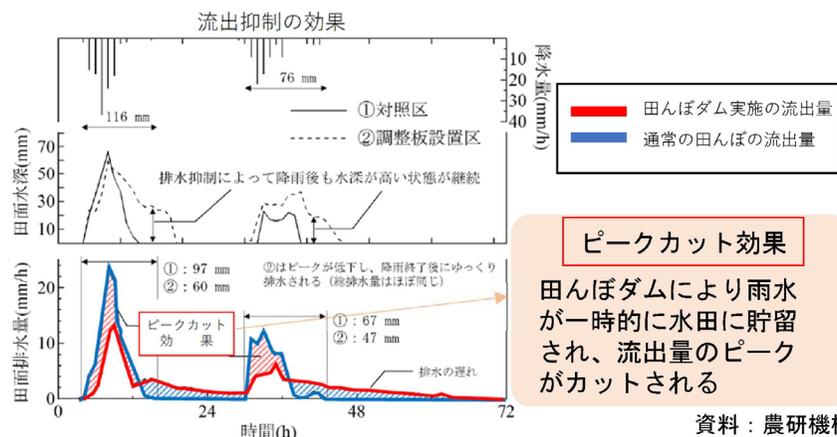
1. 田んぼダムの定義（検討中）

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで湛水被害リスクを低減させることを目的に、**水田の排水口に流出量を抑制するための落水量調整装置を設置する等して農地の雨水貯留能力を人為的に高める取組をいう。**



流出を抑制する排水堰板の例

写真：新潟市



2. 加算措置の要件

① 市町村による計画の策定（検討中）

市町村が、**水田貯留機能強化計画***を策定し、都道府県の認定を受けること

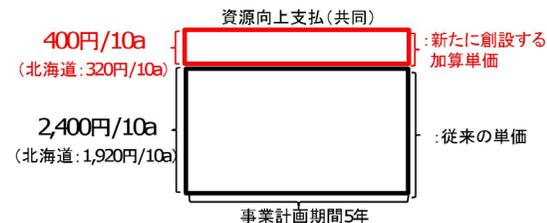
※計画の記載事項

1. 図面（田んぼダムの実施地区、被災軽減対象地区）、被災歴等
2. 計画（年度割、面積等）
3. 体制（整備、維持管理）
4. 他の治水対策（ダム、遊水池、またはそれらを含む治水計画等）との関係 等

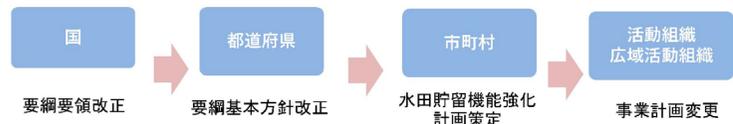
② 取組面積要件（1/2以上）

資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の**1/2以上**で田んぼダムに取り組むこと

（広域活動組織の場合は、集落毎に交付を受ける田面積の1/2以上）



3. 今後の流れ（検討中）



3. 流域治水対策等の主な支援事業（農林水産省関連）

【水田の活用(田んぼダム)】

農業競争力強化基盤整備事業のうち

農業競争力強化農地整備事業 <公共>

【令和3年度予算概算決定額 68,045 (71,628) 百万円の内数】
 (令和2年度第3次補正予算額 95,519百万円の内数)

<対策のポイント>

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備等を実施します。

<事業目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]
 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の増加

<事業の内容>

1. 農地整備事業

農業の競争力強化に向けて効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に支援します。

2. 草地畜産基盤整備事業

飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営の実現を図るため、畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に必要となる草地の基盤整備等を支援します。

3. 農業基盤整備促進事業

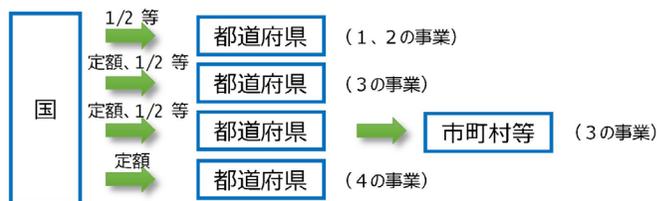
畦畔除去による区画拡大、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を支援します。

4. スマート田んぼダム実証事業

近年多発する豪雨災害に対応するため、水田の持つ雨水貯留機能を最大に発揮する「スマート田んぼダム」について実証します。

※ 下線部は、拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



(事業前) 小規模で不整形な農地



(事業後) 大区画化・整形した農地



暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。
 (写真は収穫中のタマネギ)

3. 流域治水対策等の主な支援事業（農林水産省関連）

【水田の活用(田んぼダム)】

スマート田んぼダム実証事業（新規）

- 近年多発する豪雨災害への対策に向け、**水田の持つ雨水貯留能力の更なる活用を検討する必要があることから、農業競争力強化農地整備事業に「スマート田んぼダム導入実証事業」を創設し、まとまった面積の水田において自動給排水栓を用いた豪雨前の一斉落水、豪雨中の一斉貯留や流出制限を行い、その防災上の効果を実証する。**

1. 事業内容

① スマート田んぼダム現地実証調査（定額支援）

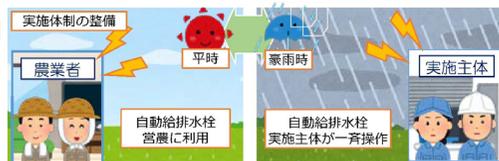
○ 実証農地へ自動給排水栓等整備

実証対象農地へ、自動給排水栓設置と遠隔操作システムを整備、田んぼダム実施のための簡易整備



○ スマート田んぼダム実施体制整備

豪雨時の一斉操作体制整備、地域の調整を支援。



② 指導・助言、横展開の検討（定額支援）

○ 現地実証調査への指導・助言

現地実証調査を行う各事業実施主体への技術指導や助言を行う

○ 横展開を図る手法の検討

現地実証調査の結果を踏まえたスマート田んぼダムの取組の効果分析と実施の手引き作成

2. 実施要件

（現地実証） 基盤整備が実施され、排水系統を同一にする一定程度のまとまりのある水田であること

（指導・助言） 水田の雨水貯留・河川流出について専門的知識を有すること

3. 実施主体

（現地実証） 都道府県、市町村、土地改良区等

（指導・助言） 公募で選定された団体

スマート田んぼダム

豪雨災害から地域を守るため、自動給排水栓による遠隔操作で、豪雨前の水田の一斉落水、豪雨中の貯留・流出抑制を行い、**水田の持つ雨水貯留能力を最大限に発揮する**取組である。

事前の準備

事前の話し合い
給排水栓管理体制
通常使用→実証への移行判断基準
協力農家への十分な説明、体制整備

豪雨予報時

一斉操作体制へ判断基準に基づき、通常使用から一斉操作体制へ移行
豪雨前に水田の貯留水を排水

豪雨中

流出のコントロール
降水の一時貯留と流出制限
流出ピークを最も低減できるよう、降雨の状況を見ながら柔軟に一斉操作

豪雨後

効果の分析
実証ほ場と対照ほ場の流出量の違いから効果を分析
最も効果を高めるための自動給排水栓操作方法を検証

検証と全国展開

手法の一般化
現地調査結果から、スマート田んぼダムの効果と最適な手法を分析
自動給排水栓操作手法や体制整備等をスマート田んぼダムの手引きとして取りまとめ、全国への横展開を図る

まとまった降雨のたびに繰り返し実施

3. 流域治水対策等の主な支援事業（農林水産省関連）

【ため池・排水施設等の活用】 農村地域防災減災事業＜公共＞

【令和3年度予算概算決定額 44,909（43,842）百万円】
（令和2年度第3次補正予算額 44,106百万円）

＜対策のポイント＞

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施します。

＜政策目標＞

農地及び周辺地域の湛水被害等の防止

＜事業の内容＞

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）

地域の防災減災対策に必要な諸条件に関する調査・農村地域防災減災総合計画の策定等を支援します。

（令和7年度まで定額）

※下線部は拡充内容

2. 農業用施設等の整備（整備事業）

自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



3. 流域治水対策等の主な支援事業（農林水産省関連）

【ため池の活用】

農村地域防災減災事業のうち

防災重点農業用ため池緊急整備事業＜公共＞（新規）

【令和3年度予算概算決定額 44,909（－）百万円の内数】

<対策のポイント>

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（ため池工事特措法）に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進します。

<事業目標>

農地及び周辺地域の湛水被害等の防止

<事業の内容>

防災重点農業用ため池を対象として、**ため池工事特措法の有効期間**（令和13年3月まで）における以下の対策を支援します。

1. ハード対策（補助率：50％等）

- ① ため池の改修、附帯施設の整備等を支援します。（総事業費4千万円以上）
- ② 「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「**緊急性が高いもの**※」については、補助率55％で支援します。

〔※ 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。〕

- ③ ①に併せ行う堆砂対策（堆砂率がおおむね10％以上のもの、**洪水時等における緊急放流が阻害されているもの等**）を支援します。

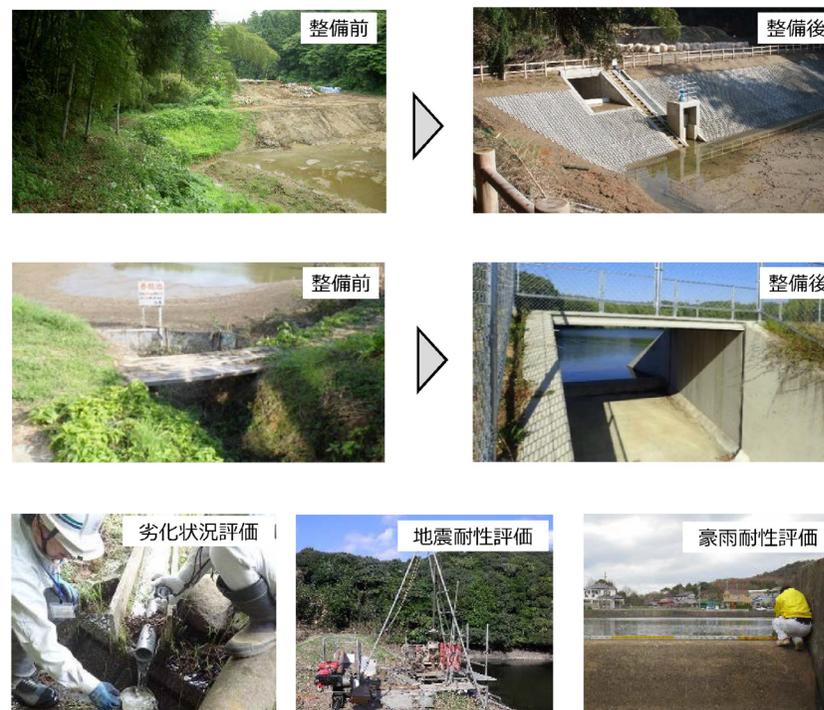
2. ソフト対策（定額）

ため池の**劣化状況評価**、**地震・豪雨耐性評価**、管理・監視体制の強化等のソフト対策について支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



3. 流域治水対策等の主な支援事業（農林水産省関連）

【ため池の活用】 農業水路等長寿命化・防災減災事業

【令和3年度予算概算決定額 25,813（25,813）百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展を後押しするため、**農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策**を、早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく実施します。

<事業目標>

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 農地及び周辺地域の湛水被害等の防止

<事業の内容>

1. きめ細やかな長寿命化対策

- ① **機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新**、分水ゲートの自動化、パイプライン化、水管理のICT化、自動給水栓の導入などによる水管理・維持管理の省力化を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- ① **災害の未然防止に必要な施設整備**、リスク管理のための観測機器の設置、ため池の廃止等の防災減災を支援します。**（ため池廃止の定額助成限度額を引き上げ）**
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 浄化槽法により単独処理浄化槽を廃止し農業集落排水管路へ接続する経費を支援します。

3. ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、管理者への指導・助言等の経費を支援します。

※ **ため池工事特措法期間内は2、3のため池対策を定額支援。**

4. 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等の**地理情報システム化**を支援します。

【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

※下線部は拡充内容

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、
工事期間3年（ため池の場合は5年以上）以内 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細やかな長寿命化対策



漏水防止のための整備



老朽化した施設の機能診断

施設情報整備・共有化対策



施設情報等の地理情報システム化

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の廃止

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

3. 流域治水対策等の主な支援事業（農林水産省関連）

【ため池・排水施設等の活用】

中山間地域農業農村総合整備事業 <公共>

【令和3年度予算概算決定額 5,683（5,000）百万円】
（令和2年度第3次補正予算額 954百万円）

<対策のポイント>

地域の収益力向上等により、**中山間地域の特色を活かした営農を確立**するため、農業生産を支える水路やほ場等の**基盤整備**と、**生産・販売施設等の整備を一体的に実施**します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農の確立に向けた取組の着実な推進

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 事業内容

① 農業生産基盤整備

- ・所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- ・国土保全のための農用地保全施設
- ・農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

② 農村振興環境整備（①に付帯して実施）

- ・農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- ・高収益作物の導入に取り組む新規就農者の滞在や農泊にも利用可能な施設
- ・高収益作物の導入に取り組むための農業施設 等

2. 対象地域

- ・農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保
- ・農地や水利施設等の**生産基盤の保全・再編利用**に取り組む地域

<事業の流れ>



3. 流域治水対策等の主な支援事業（農林水産省関連）

【ため池・排水施設等の活用】 農山漁村地域整備交付金＜公共＞

【令和3年度予算概算決定額 80,725（94,275）百万円】

＜対策のポイント＞

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

＜事業目標＞

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]
- 木材供給が可能となる育成林の資源量が20.7億³に増加するよう林道等の路網整備を推進 [令和5年度まで]
- 大規模地震が想定されている地域等において海岸堤防等の整備を推進

＜事業の内容＞

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
 - ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
 - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
 - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

＜事業イメージ＞

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進
老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）
漁村における津波避難対策（避難地、避難路の整備）

【森林基盤整備】



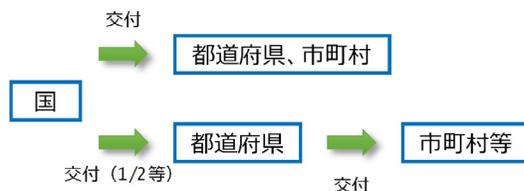
林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現
治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進
津波・高潮対策としての水門整備

＜事業の流れ＞



3. 流域治水対策等の主な支援事業（農林水産省関連）

【農業用ダムの活用】

農業用ダムにおける洪水調節機能の強化

<対策のポイント>

近年の台風や豪雨による水害の激甚化等を踏まえ、政府は既存ダムを活用した洪水調節機能の強化に取り組んでおり、農業用ダムについても、ソフト・ハードの両面から各ダムの取組を支援し、利水機能を確保しつつ洪水調節機能の強化を図ります。

<事業の内容>

- 令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、農業用ダムでも令和2年度から洪水調節機能強化の取組を開始しています。
- 以下の対策を講じることで、農業用ダム本来の利水機能に支障が生じるリスクを軽減しつつ、洪水調節機能強化の取組を推進します。

1 農業用ダムの施設整備

ダムの堆砂対策による貯水容量の確保や地区内の施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備、貯水位等のデータを河川管理者へ提供するためのシステム等の整備を行います。
(国営かんがい排水事業、水利施設整備事業 等)

2 農業用ダムの取組効果の検証等

農業用ダムの事前放流や時期ごとの貯水位運用に向けた水管理方法の調査・検討、事前放流の効果の検証等を行い、必要な運用の見直し等を行います。
(国営造成施設総合水利調整管理事業[新規]、水利施設整備事業 等)

3 農業用ダムの管理支援

治水協定を締結したダムについて、管理事業にかかる国庫補助率の見直し等により支援します。

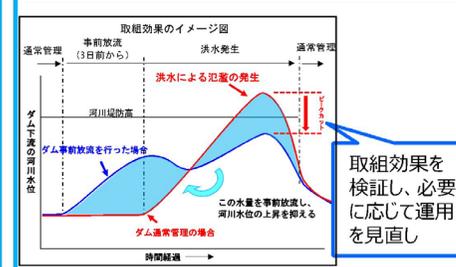
(基幹水利施設管理事業、水利施設管理強化事業[新規])

<事業イメージ>

農業用ダムの施設整備



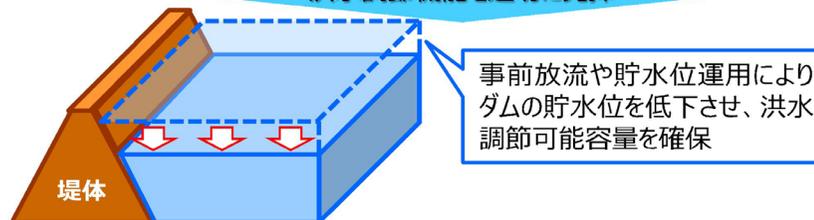
農業用ダムの取組効果の検証等



農業用ダムの管理支援



ソフト・ハード両面から支援し 洪水調節機能を適切に発揮



3. 流域治水対策等の主な支援事業（農林水産省関連）

【排水施設等・農業用ダムの活用】

農業競争力強化基盤整備事業（水利施設等保全高度化事業）のうち

水利施設整備事業〈公共〉

【令和3年度予算概算決定額 68,045（71,628）百万円の内数】

（令和2年度第3次補正予算額 95,519百万円の内数）

<対策のポイント>

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT化等により水利用の高度化、水管理の省力化を図ります。

<事業目標>

機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<事業の内容>

- 1. 基幹的な農業水利施設等(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等)の整備**
地域の営農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施するもの
- 2. 基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編**
機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施するもの
※施設管理者が管理事業と一体的に実施する国営造成施設の改修等
- 3. 農業用ダムの洪水調節機能の強化のための整備**
洪水調節機能の強化のために行う放流施設の整備や堆砂対策、洪水調節の運用に必要な水位計等の整備※等を実施するもの
※河川管理者への情報提供に必要な整備に限り定額（R7年度まで）
- 4. 戦略作物(麦・大豆等)の作付や農地の集積・集約を促進するための水利システムの確立**
担い手への農地集積を推進するための農業水利施設の整備等を実施するもの
【附帯事業】 中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費 等
- 5. 管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備**
ゲート・分水工の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施するもの
- 6. 施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等**
水利用調整、施設計画策定、機能保全計画策定はR7年度まで
資産評価データ整備はR4年度まで

【受益面積要件】

1の事業 受益面積200ha（畑100ha）以上、 2,3の事業 受益面積100ha（畑20ha）以上
4の事業 受益面積20ha以上、 5の事業 受益面積5ha以上 等

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

<事業イメージ>



3. 流域治水対策等の主な支援事業（農林水産省関連）

【農業用ダムの活用】※国造ダムの管理を行う地方公共団体 基幹水利施設管理事業〈公共〉

【令和3年度予算概算決定額 3,719（3,773）百万円】

＜対策のポイント＞

大規模で公共・公益性の高い国造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

＜事業目標＞

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

＜事業の内容＞

国営土地改良事業によって造成された一定規模以上の施設であって、**公共・公益性に鑑み地方公共団体が管理している施設**について、**国が維持管理に係る経費の一部を助成**し、施設機能の適正な発揮を確保します。

1. 一般型（国庫補助率：30%（治水協定ダムは1/3））

次の要件全てに該当するダム、頭首工、用排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路

- ① 国により都道府県または市町村へ管理委託されたものであること
- ② 1施設当たりの受益面積がおおむね1,000（地盤沈下地帯にあっては500）ha以上、畑を受益とするものにあっては300（地盤沈下地帯にあっては100）ha以上
- ③ 非農地率がおおむね10%以上
- ④ それぞれの施設の区分ごとの規模等要件に該当するもの

2. 特別型（国庫補助率：40%又は1/3）

次の要件全てに該当するダム、頭首工、排水機場、防潮水門

- ① 国により都道府県へ管理委託されたものであること
- ② 1施設当たりの受益面積がおおむね3,000ha以上
- ③ 非農地率がおおむね20%以上
- ④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの

※水利施設整備事業との連携

施設管理者（都道府県又は市町村）が適時・適切に国造成施設の改修等を行うことができるよう、別途、水利施設整備事業を拡充。

＜事業イメージ＞



(ダム)



(頭首工)



(用水機場)



(排水機場)



(排水樋門)



(排水分水ゲート)

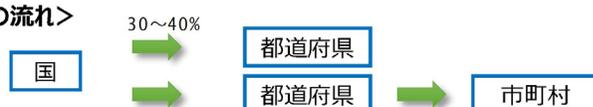


(幹線水路)



(防潮水門)

＜事業の流れ＞



※下線部は拡充内容

3. 流域治水対策等の主な支援事業（農林水産省関連）

【農業用ダムの活用】 水利施設管理強化事業〈公共〉（新規）

【令和3年度予算概算決定額 1,849（－）百万円】

＜対策のポイント＞

国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

＜事業目標＞

安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

＜事業の内容＞

集中豪雨の頻発化等によって農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化していることから、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

【対象施設】

1. 管理強化計画に基づき土地改良区が管理する国営及び国営附帯県営造成施設
2. 洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム（1. の施設を除く）

【対象経費】

1. 国営及び国営附帯県営造成施設
 - ① 防災・減災機能を有する施設※：防災・減災機能を含む多面的機能の発揮に対応した管理経費（維持管理費の「0.75/1.75」相当）
 - ② ①以外の施設：多面的機能の発揮に対応した管理経費（維持管理費の「0.6/1.6」相当）
※地方公共団体が地域防災計画等に位置付けた施設及び治水協定締結ダム
2. 治水協定を締結した農業用ダム（1. の施設を除く）の洪水調節機能強化に係る以下の取組に係る経費
 - ① 河川管理者等との治水協定の締結、協定に基づく連絡体制の整備等の基礎的取組
 - ② 事前放流や時期ごとの貯水位運用といった従来の管理の範疇を超えた追加的取組

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化

集中豪雨の増加



都市化・混住化



農業構造等の変化



施設の役割に応じた支援

農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮

市街地・集落の排水



除塵機への廃棄物流入



営農の多様化による水需要の変化



3. 流域治水対策等の主な支援事業（農林水産省関連）

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 水源林造成事業【位置図】

■ 水源林造成事業による森林の整備・保全

- ・ 水源林造成事業は、奥地水源地域の民有保安林のうち、所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない箇所において、針広混交林等の森林を整備することにより、森林の有する公益的機能の高度発揮を図る事業です。
- ・ 水源林造成事業地において除間伐等の森林整備を計画的に実施することで、樹木の成長や下層植生の繁茂を促し、森林土壌等の保水力の強化や土砂流出量の抑制を図り、流域治水を強化促進します。
- ・ 狩野川流域における水源林造成事業地は、約20箇所（森林面積 約2百ha）であり、流域治水に資する除間伐等の森林整備を計画的に実施していきます。

